

平成28年6月7日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正      2番 吉田 豊      3番 田中 静雄 4番 寺崎 太彦    5番 漆原 悦子    6番 井上 正宣 7番 吉富 隆      8番 大川 隆城    9番 原田 希 10番 碓 勝 征																																
欠席議員 (0名)																																	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>武 廣 勇 平</td> <td>副 町 長</td> <td>松 井 佳奈江</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>矢動丸 壽 之</td> <td>会 計 管 理 者</td> <td>岡 義 行</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>江 崎 文 男</td> <td>ま・ひ・と・し・と・せ・ぎ</td> <td>北 村 玲</td> </tr> <tr> <td>財 政 課 長</td> <td>高 島 浩 介</td> <td>建 設 課 長</td> <td>白 濱 博 己</td> </tr> <tr> <td>産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>小 野 清 人</td> <td>住 民 課 長</td> <td>福 島 敬 彦</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 課 長</td> <td>河 上 昌 弘</td> <td>税 務 課 長</td> <td>坂 井 忠 明</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>吉 田 淳</td> <td>生 涯 学 習 課 長</td> <td>江 頭 欣 宏</td> </tr> <tr> <td>文 化 課 長</td> <td>原 田 大 介</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	武 廣 勇 平	副 町 長	松 井 佳奈江	教 育 長	矢動丸 壽 之	会 計 管 理 者	岡 義 行	総 務 課 長	江 崎 文 男	ま・ひ・と・し・と・せ・ぎ	北 村 玲	財 政 課 長	高 島 浩 介	建 設 課 長	白 濱 博 己	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 野 清 人	住 民 課 長	福 島 敬 彦	健 康 福 祉 課 長	河 上 昌 弘	税 務 課 長	坂 井 忠 明	教 育 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 淳	生 涯 学 習 課 長	江 頭 欣 宏	文 化 課 長	原 田 大 介		
町 長	武 廣 勇 平	副 町 長	松 井 佳奈江																														
教 育 長	矢動丸 壽 之	会 計 管 理 者	岡 義 行																														
総 務 課 長	江 崎 文 男	ま・ひ・と・し・と・せ・ぎ	北 村 玲																														
財 政 課 長	高 島 浩 介	建 設 課 長	白 濱 博 己																														
産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 野 清 人	住 民 課 長	福 島 敬 彦																														
健 康 福 祉 課 長	河 上 昌 弘	税 務 課 長	坂 井 忠 明																														
教 育 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 淳	生 涯 学 習 課 長	江 頭 欣 宏																														
文 化 課 長	原 田 大 介																																
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長    二 宮 哲 次      議会事務局主査    江 崎 智 恵																																

議事日程 平成28年6月7日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	2番 吉田 豊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子育て支援</li> <li>2. 採択された請願事項の取り扱い</li> <li>3. 農業振興策</li> <li>4. ふる里創生</li> <li>5. 高齢化社会への挑戦</li> <li>6. 防災対策</li> </ol>
2	3番 田中 静雄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方版総合戦略について</li> <li>2. 子育て支援について</li> <li>3. 降雨時の水害対策について</li> <li>4. 町民センターホールの使用について</li> </ol>
3	1番 向井 正	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策について</li> <li>2. 空き家対策について</li> <li>3. 鎮西山の環境整備について</li> </ol>
4	7番 吉富 隆	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. トレーニングファーム創設について</li> <li>2. 風水害及び地震対策について</li> <li>3. 給食センターについて</li> <li>4. 小・中学熱中症対策について</li> <li>5. 自転車対策保険について</li> </ol>
5	8番 大川 隆城	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 男性への不妊治療費助成について</li> <li>2. 国際交流事業への参加啓蒙はどうか</li> <li>3. 小学校校舎のトイレ改修について</li> <li>4. 上峰タウンプロモーション事業について</li> </ol>

午前9時30分 開議

○議長（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### 日程第1 一般質問

#### ○議長（碓 勝征君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、2番吉田豊議員お願いします。

#### ○2番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。質問に入ります前に、去る4月14日に前震として震度7、4月16日に本震として震度7の記録が公表されましたけれども、その地震において亡くなられた方、あるいはけがをされた方、そしてまだ今日も、1カ月を経過しておりますが、避難所での生活を強いられておられる皆さん方に対して、衷心よりお見舞いを申し上げます。本来であれば黙禱をささげたいところでもございますが、時間も関係しますので、お見舞い申し上げるといふことにとどめさせていただきたいと思っております。

それでは早速、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目、子育て支援として、最初にタブレットの端末購入補助ができないのかということで教育課長にお尋ねをしております。

この件につきましては、3月定例会において、子供の貧困について経済的に最も影響があると思われるひとり親世帯の町の状況についてお尋ねしたところ、資料を持ち合わせていないということだったので、新聞で公表いただきました子供の貧困の率というのは、ひとり親世帯で1,000千円から1,500千円の所得の世帯が上峰町でも約100世帯あって、そのうち子供が148名、そのうち子供の貧困割合でいう30.4%を乗じますと、現在上峰町においても45名の貧困の子供たちがいるという数字が出るということで申し上げたんですが、その後、教育委員会において、貧困状態がどのような状態にあるのかということ調査されたのかどうか、調査されたということであれば、その数字を明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから2番目に、学校給食の無料化ということで掲上しておりますが、学校給食の無料化については、3月定例会において県内の状況が明らかになりました。伊万里市においては小学1年から高校3年生までの間に子供が4人以上いる世帯の第4子以降の子供は全額免除、みやき町においては小・中学校に3人以上在学する世帯を対象に、3人目以降を全額免除、第1子、第2子も免除する動きがあるということでございます。

それから、大町町においては第2子が半額、第3子全額免除、中でもひとり親世帯については第1子、第2子半額免除、第3子全額免除、白石町においては小学6年生と中学3年生

は全額免除、太良町においては27年度から小、中が全額免除という県内の状況を報告いただきました。

そこで教育委員会事務局長は、準要保護の活用を進めるということで給食の対応をしていくというふうにお答えをいただきましたが、今日の状況を見ますと、やはり義務教育でもございますので、できたら予算が許せば上峰町においても小・中学校における給食を全額免除したらどうかというふうに思いますが、その点についてお答えをいただきたいと思えます。

それから、3番目といたしまして通学路の変更の方法についてでございますが、通学路を変更する場合、どういう手続が必要であるのか、また学童保険への加入の状況はどうなっておるのか。もし学童保険へ加入しておるとすれば、指定された通学路以外の道を通学して事故が発生した場合に保険給付がなされるのかどうか、それについてお尋ねをします。

それから、大きな2項目として、採択された請願事項の取り扱いということで、町道西峰東西3号線のその後ということでお尋ねをしております。

これについても3月定例会で町道に認定されましたが、改良工事の予算要求がなされていなかったわけでございますが、そのときお尋ねしたときには防衛省の部外土木工事で実施する旨の説明が行われました。その折、事前に現場の確認をされるということでございますので、その日程の調整中とのことでありましたが、どこまで今現在進んでおるのか、進捗状況について説明してほしいと思えます。

なお、これについては用地については補助対象ではなく、町で確保すべきと思えますけれども、いつの段階で用地買収を考えておるのか、また4号線の用地の一部が未買収となっておりますが、今現在どのように交渉が進んでおるのか、お尋ねをいたします。

それから、大きな3番目といたしまして、農業振興策として6次化に向けた取り組みはということでお尋ねをしております。

昨年の12月定例会において、小野前まち・ひと・しごと創生室長より、総合戦略にさまざまな計画をしている、仕事づくりで新たな産業の拠点づくりという柱の中で、農業関連企業の誘致、バイオマス発電企業の誘致、また、まちづくりで交流拠点の設置、道の駅を計画しているという説明がなされました。このようなことで雇用の創出を図り、定住へ導いてまいりたいというふうに御説明がありましたが、現在どの程度進んでおるのか、これについてお尋ねをいたします。

それから、4番目といたしまして、ふるさと創生で1番目といたしまして、上峰町創生の基本的な考え方ということでお尋ねをしておりますが、2番目の人口減少対策と絡んできますので、あわせて御答弁をいただきたいと思えますが、北村室長は4月からの着任でありますので、事務引き継ぎ等は終わられていると思えますので、お尋ねをいたします。

上峰町創生の基本的な考え方は、人口ビジョン、地方総合戦略の中での60年の人口が現在より1,380人減少するという推計がされております。しかし、今日までの上峰町での第4次

マスタープランまでは、当町における人口規模は1万人が妥当ということで推移をしてきたというふうに思っております。このままの推計でいきます人口減を見据えたところの上峰町の人口を使われるのか、1万人が適当であるから、その1万人を基準人口として考えられていられるのか、お尋ねをいたします。

3番目といたしまして、土地利用計画の見直しということで上げております。

2番の質問とも関連しますけれども、もし仮に1万人が適当であるということに人口を見積もりますと、宅地開発をしていく必要があるわけですが、宅地開発をする場合、圃場整備地区内の農地には手をかけないという小野前室長の考え方でありましたけれども、圃場整備地区内でも集落内の農地は非常に狭い農地もあります。したがって、農用地区域の見直しをしながら宅地開発をし、そして、なおかつ今日まで私が申し上げております各地区間の人口の平準化ということを考えて宅地開発をしていけば非常にいいのではないかというふうに思いますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

それから、道の駅構想、その後ということでお尋ねをしております。

道の駅構想についての進捗状況ですが、場所、規模、取扱品目、これらについての程度協議が進んでおるのかをお尋ねしたいと思います。

それから、5番目に高齢化社会への挑戦ということで、親子3世代同居について推進すべきではないかということをお尋ねしておりますが、元気な老人社会をつくるためにはどのような施策があるのか、どのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねをいたします。

特に男性長寿日本一ということで、長野県の松川村に総務厚生常任委員会で昨年視察をいたしました。そのときの佐賀新聞の報道にも書いてあったんですが、松川村は親子3世代同居率が非常に高く、科学的根拠はないけれども、長野の松本大学での調査研究によりますと、親子3世代という生活の不安のない生活がその長寿に結びついているんじゃないかというふうなことが掲載されておりましたので、これらについて担当課長はどのように思われるのか、お尋ねをいたします。

それから、防災対策ということで、防災マップ、ハザードマップを資料としていただいております。これを見ますと、水害のことが主に書かれておるように思いますが、48時間雨量が521ミリに達したと想定して、この浸水区域を色で分けてあるんですが、村史によりますと、28水のときは昭和28年6月25日の夜半から26日の朝5時までに1,000ミリオーバーの雨が降っておるといふふうに記されております。150年に一度の確率で起こると考えられる大雨ということで、48時間に521ミリということで記載されておりますが、この見方は余りにも甘過ぎるんじゃないかというふうに私は考えますが、担当課長はどのようなふうにお考えなのか、お尋ねいたします。

#### ○議長（碓 勝征君）

それでは、吉田議員の質問でございます1番目、子育て支援、1つ目にタブレット端末購

入補助はできないかという質問でございます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

皆様おはようございます。2番吉田豊議員の質問事項1、子育て支援、要旨1、タブレット端末購入補助はできないかという御質問の中で、前回の3月の中で議員のほうから貧困の子供たちが45名いるということで御案内をいただきました。調査をしたのかという御質問をあわせてお答えをしていきたいと思えます。

まず、さきの3月で御案内しましたとおり、準要保護をもって貧困の対策ということで御案内をいたしました。その中から、ひとり親の数字についても御案内していきたいと思えます。

まず、3月以降、申請をいただきまして、認定しております準要保護、現在41世帯、児童・生徒は60名でございます。このうちひとり親の世帯が26世帯、児童・生徒で35人が申請をしていただいております。要保護、準要保護につきましては、学用品、修学旅行費、新入学の学用品、また給食費、医療を支給するところでございます。

昨年の37世帯、49名の認定からは4世帯の増、11人の増となっております。今回、またさらに40世帯のうち13の世帯が新規の申請者でございました。認定においては、学校での児童・生徒の様子や家庭の諸事情についても判断材料となりますので、今後も学校や保護者とも連携を図ってまいり、子供たちの貧困の生活に対して要保護の制度を活用しながら見守っていきたく思っています。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

今、4世帯11人の増ということで報告がありましたが、ことしの3月11日の佐賀新聞で、国の統計ではひとり親世帯の貧困率が約半数にふえているわけですね。54.6%という数字が報告されております。それにあわせて、やはり上峰町においてもそれだけふえておると。そういうことから考えますと、貧困の度合いが増しておるということはもう事実なんだというふうに考えます。ただ、課長が今おっしゃられたのはあくまでも中学の在学中の要保護、準要保護による救済ということにしかならんと思えますので、県立高校で一斉にタブレットを使うという必需品になったわけですね。じゃ、それに対して放置をしておいていいのかということについてはいかがお考えでしょうか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

議員御指摘の高校生のタブレット端末、こちらについては、さきの3月議会で奨学金のことを御紹介いたしました。今回、もう少し中身に触れて御案内をしたいと思っています。

まず、佐賀県育英資金制度という名前になります。県としても、こちらの制度の活用を考えられておるところでございます。県立高校の入学準備金の中にパソコン購入費50千円の枠が加算されております。

また、対象となる所得基準例も御案内をさせていただきます。これは所得基準です。収入ではなく所得ということですので、御理解をお願いします。

まず、学力基準を満たす場合、4人世帯の場合で保護者、父、母、両方の年間所得金がおおむね5,500千円以内である方、また学力基準を満たさないその他の世帯であっても、4人世帯の場合で、保護者の年間所得がおおむね2,950千円以内となっております。こちらの年間所得を鑑みますときに、議員がおっしゃっていただいている生活困窮者については、この年間所得で十分対応できるのではないかと教育委員会としても考えておるところでございます。

9月ごろに県の予約募集が開始をされます。教育委員会といたしましても、対象となる中学3年生へ佐賀県育英資金制度の周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

## ○2番（吉田 豊君）

奨学金制度でパソコン購入費が含まれているというふうな説明でございますが、奨学金は多分、出世払いで償還せにゃいかんと思うんですが、以前答弁いただいたときには、県立高校という形に限定すると私立高校が対象から外れるので、そこに不平等が入ると。したがって、平等性をとるということで、じゃ、卒業祝い金ということであれば考えられるという創生室長からのお答えを以前いただいた記憶があるんですが、卒業祝い金という形で、仮にお祝いをしたところで、100人にして30千円出しても3,000千円なんですよ。それぐらいの金が何とかならんのかなというふうに私でも思うんですけど、やっぱり返さなくていい金を私はそういう子供たちに出してあげるべきじゃないのかなというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。

## ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、育英資金の返還の件について御案内をさせていただきますと、この制度には、その後、生活の困窮や、また大学に進むなどによってそれぞれ返還が延ばされたり、それから返還が猶予——返還しなくてもいいという制度もございます。これはまた、その方の生活事情において対応できるので、そこはひとつ生活困窮者への手当になるのではないかと考えておりますので御案内をいたします。

また、次に御提案いただきました100人で30千円の中学校の卒業祝い金制度、こちらについては以前検討をさせていただいたところでございます。前回、まちの定住化をもとに検討をさせていただきましたときに、教育委員会としてはまず小学校への入学祝い金、これを一旦御提案させていただいております。また、今後、中学校の卒業祝い金については定住化促進の中で検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

## ○2番（吉田 豊君）

小学校の入学祝い金という形で町の定住化を図るといふうなことで制度を起こしたということなんですが、新聞の報道は、切り抜きはしていますが、今ここに持ってきていませんので、日付は定かでないですけども、上峰が入学祝い金をしたら、すぐ太良町は30千円なんですよ。私は常々申し上げているのは、一歩進みなさい、前に出なさいということで金額を、初めての取り組みだったので、それでもいいかということで認めておったんですが、太良町は財政力的には上峰町よりも少し低いです。その太良町で入学祝い金を30千円、それに在校生がいる場合はまたプラス何万円かしたと思うんですが、後から来るところはどんどん追いついていっていたわけなんですよ。じゃ、入学祝い金をもっと上げる気持ちがあるんですか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

入学祝い金の20千円の根拠については、入学をするときの補助ということで考えておって20千円御提案したんですが、よその市町はそれを上回ってどんどん上がってくるというお話でございます。それについては、また各市町の動向などを見ながら検討させていただければと思います。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

意見のやりとりでは、私たちはあなた方に負けます。だから、後から来たところに追い越されるんじゃないくて、あなた方が担当課長として、ただ入学祝い金でランドセルからそろえていけば、20千円あれば安いものを買えば足るかと思います。特に初めての子供にはじいちゃん、ばあちゃんがランドセルぐらいプレゼントしますから、学用品も無償ですし、通学用の制服購入ですか、それぐらいですから、20千円あれば十分足ると思うんです。それはあなた方、事務屋さんの考えですね。しかし、一般社会的に見ると、やっぱり上峰がこういうことで新しく出したということは映ったんですが、すぐもう1年もたたんうちに追っかけられて30千円の入学金を出す町村が出てきた。それぐらい当然もうあなた方としては最初から想定されているんじゃないですか。じゃ、思い切って30千円から40千円ぐらい上げてセットしてもよかったんじゃないですか。これだけやっているから大丈夫なんじゃないかという……。

あるとき新聞を読んでおったら、こういうもの全てを含めて、官憲の横暴という言葉があったんですよ。これだけやれば十分だろうと。そうじゃなくて、住民サイドに立ってあなた方が検討して政策を打ち出す。それを実施するかしないかは町長なり私たち議会が決めるんです。担当課長としてどれだけすればいいのかということ算定して提案されるのがあなた方の仕事ですから、1年もたたんうちによその町村から追っかけられてうちが2番目になったということじゃ、私はまずいというふうに思います。

あと、最後にお答えをいただいて、この質問は終わります。



**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

私どもも提案するときは大きな金額も御提案します。ただ、その中で詰めていくときには根拠を持っていきますので、最終的に落ちついた金額が20千円というふうに考えております。

以上です。

**○議長（碓 勝征君）**

いいですか。次に進みます。

学校給食の無料化について執行部の答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

では、2番吉田豊議員の質問事項1、子育て支援、要旨2、学校給食の無料化という御質問にお答えをいたします。

こちらもさきの3月議会で御案内いたしました学校給食を補助とする要保護、準要保護児童・生徒の就学援助という制度について御案内をしたところでございます。また、議員からも生活困窮対策として考えるべきではないかというふうに言っていただきました。この制度を広く周知して、まずは申請していただくことが重要であるというふうに私どもは考えております。

先ほども御案内しましたとおり、認定については数字だけでなく、要するに所得だけでなく、学校での児童・生徒の様子や家庭の諸事情についても判断材料となりますので、学校、保護者と一緒に子供たちの補助というものを広く周知してこの制度を活用していったら、まずは給食費の生活困窮への対策としていきたいというふうに思っています。

**○2番（吉田 豊君）**

3月定例会の折に、私は先ほど各市長の取り組みについて報告をいたしました。やり方はいろいろあるんじゃないですか。例えば子供の数とか、あるいは半額にするとか、1人までは無料にするとか、いろんな方法があるんじゃないでしょうかということ。それについても検討してみてくださいということをお願いしておったと思うんですが、その検討の結果はどうなんでしょうか。検討されたんですか、されていないですか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

検討をしたかという御質問でございます。

内部で検討をさせていただきました。その中で、現在あります制度を柔軟に活用していく、また、この制度が広く周知されていないというところが問題であるというふうに考えておりますので、この制度の中の運用でいろいろまた制度設計をしていければというふうに考えております。制度設計については、また今後の検討材料となると思っております。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

ちょっと私のお願いしておった検討の内容と違うと思うんです。それは、3月にあなたか

ら、完全無料化した場合、年間44,800千円の金額が要りますということを申されたんですね。だから、全額全校生徒を免除すれば44,800千円ですけど、じゃ、許される予算の範囲内ではどういふ給食費の低減化ができるのか検討してみてくださいということを私はお願いしておったと思うんですが、ちょっと私の期待とは外れておったようなんですが、これはこれとして、あくまでも制度を運用するという事しか考えられないということに、私は今の吉田事務局長の考えはそうなんだろうなというふうに思うんですが。

じゃ、お尋ねしますが、子供たちの幸せのために学校給食がどうあるべきか。特に、ひとり親世帯の貧困世帯の子供たちに対してどうなのか。教育の義務というのは国民の三大義務の一つなんですね。じゃ、義務教育だったら公費で賄っても、私は全然恥ずかしいことでもないし、道を外れたものでもないというふうに思います。どういふふうにお考えになるのか、お尋ねをいたします。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

学校給食、食育という観点からすると非常に重要な問題だと私も認識をしています。今回、皆様の御理解いただきまして、上峰町で自校式の給食を再開することができました。私は個人的に本当にうれしく思っています。そして、今回、学校のほうに栄養教諭ということで配置もいただきまして、現在、食育という観点から、子供たちには毎日、クラスに栄養教諭が入って食育ということで取り組みをしております。

学校給食の給食費、食材費についてでございますが、こちらは本来、学校給食法の中で、調理に係る部分については行政で負担をする、食材については保護者、食べる方たちが負担をするという基本的な考え方があります。その考え方の中で進んでおる中で、どれだけの給食費、食材費について補助をできるかという取り組みでございますので、一律に無料化という話は、先ほど議員もいただきましたように、とんでいます。その中で貧困対策とあわせて給食費を補助するというときには、私どもは準要保護の制度が一番かなっているというふうに考えています。

以上です。

#### ○2番（吉田 豊君）

もちろん法治国家ですから法律は守らなければいけません。その前にね、地方自治という言葉があるんです。地方をみずから治めると書いて地方自治なんです。だから、国の決まりを超えてそれをしちゃいかんという法律はないんですよ。ないでしょう。私幾ら調べてもないですもんね。だから、法律を超えて住民にサービスを提供することに何ら支障はないわけですから、それを含めて担当課長としてどのような給食がいいのかと。

私たちが学校現場に行って、試食をして、教室を回って子供たちの意見を聞きましたよ。おいしいですよと言うと、おいしいと。ただ1人、おいしくないと言った子がいたんですけどね、後からおいしかったですと訂正しました。残滓はもちろん少なく、この方式に変え

てよかったなということは私たちも認識しています。ただ、給食費の取り扱いについては、先ほども言いましたように、法律を超えてでも住民のサービスにつながることは遠慮せずには私はやってもいいと思うんで、その点についてはいかががお考えか、お尋ねいたします。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

本当、先日、学校給食のほうを御視察いただきましてありがとうございました。感謝申し上げます。

議員がおっしゃっていただいている生活困窮者への給食費の補助の考え方や、私が先ほどから申しております補助の考え方、同じ方向を向いているというふうに私は考えております。新しく別に補助制度をつくるというのも選択肢の一つにあらうかと思いますが、まずは給食費の補助につきましては現制度がありますので、議員の考え方と私の考え方で方向が同じとすれば、あとは運用の問題だけであるというふうに考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

これで最後にしますが、だから3月議会の後、あなたの答えの中に私と話をしたいというふうにおっしゃってましたよね。3月議会から約3カ月過ぎようとしていますが、きのうあなたは電話したぐらいなんですよ。それでこういう問題を電話の先で簡単にできますか。私は仕事に対する姿勢の問題があるというふうに認識しています。

以上でこの質問を終わります。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

通学路の変更の方法についてということで、執行部の答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

2番、吉田豊議員の質問事項1、子育て支援、要旨3、通学路の変更方法についてという御質問にお答えをいたします。

まず、小学校の登校班で通学路に変更が必要な場合は、当該保護者と学校で協議をしていただきます。通学路の変更が好ましいと認めた場合は、学校は通学路を変更するとともに、教育委員会へ変更した旨を通知いたします。

また、御質問いただきました保険の件でございますが、これは学校の行き帰り、登校事故、また下校中に事故が起こったことについては保険金が出るというふうな制度でございます。そこに著しく通学路を外れていたときには、また申請のところで何らかの協議が必要というふうに考えておるところでございます。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

そうすると、著しい通学路の変更については教育委員会と協議が必要ということなんです

が、著しい変更というのはどの程度の変更を著しいと言うんでしょうか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

著しいと今申しましたのは、保険金の請求のときの手続のことをまず申し上げておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、通学路の変更につきましては、例えば集合地点から学校までが通学路ということで整理をしております。よって、各家から集合地点までについてはおのおの方が最短で来れると思っております。よって、集合地を変更したほうがよいというときに通学路の変更ということになるかと思っております。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

そうすると、著しい変更というのは労災適用での通勤、例えば通勤途中でちょっと立ち寄って買い物して帰るのも一応労災の認定になるわけですね。その程度の変更であれば道を変えて登下校しても保険の給付対象にはなるということで理解してよろしいんでしょうか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

給付のときの個別の案件について、適用の度合いについては、ただいま持ち合わせておりませんので、答弁をちょっとできません。申しわけございません。ただ、通学途中、登下校途中にけががあった場合については、保険は出るというふうに認識をしています。

以上です。

**○議長（碓 勝征君）**

いいですか。次に進みます。

採択された請願事項の取り扱いについて、要旨1、町道西峰東西3号線、その後について、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（白濱博己君）**

2番議員の採択された請願事項の取り扱いということで、町道西峰東西3号線、その後ということでのお尋ねでございます。

まず、この路線につきましては、先ほどからも申されましたように、3月議会で町道に認定をしていただきまして、今後の整備計画につきまして準備をしているところでございます。

先ほど、部外土木工事ということで自衛隊のほうからのメニューということで紹介をいただきまして、町としては道路工事につきましては道路の舗装なり側溝工事につきまして、その計画を予定しておるところでございます。

3月議会のときに、自衛隊との調整中ということでの進行状況はということでございますが、この件につきましては、現在、自衛隊佐賀地方協力本部広報室での事前協議の手続を行っておるところでございます。採択として、その要件等々を今協議しておりますが、採択を可能かどうかの判断を回答いただく手はずになっております。その回答は、時期は明確で

ございませんが、近々ということ、6月になるか7月になるかわかりませんが、そういうところの回答をいただくという段取りでございます。

その後、可能ということであるならば、現地を見に来ていただいて、その後に申請書を提出するというふうなことで進んでまいりたいと考えておるところでございます。

予算につきましてですが、当初予算には3号線関連の予算は計上しておりませんが、この工事の方向性がまだまだ確定していないということもございまして、当初予算には反映しておりません。今後、本年度なり、また来年度につきまして予算をお願いしていきたいと考えております。

また、用地の件でございますが、先ほど議員、単独費ということでおっしゃいましたけど、町といたしましては用地の分につきましては補助対象の分になることとございまして、町費が少なくて済むというふうな観点から、今現在、地権者の方々につきましては29名全員の事業同意なりをとっていただいておりますので、今後につきましては買収に向けまして社会資本整備総合交付金の補助金の活用をさせていただきまして、平成29年度の事業計画に上げる必要があるのではないかと考えておるところでございます。町といたしましては、そういったことで防衛省の部外土木工事という道路の整備の方法により計画をし、今後、事業期間等の調整が必要かと考えておるところでございます。

そのほかに、議員、4号線ということでの御質問がございました。ちょっと通告にはございませんでしたけれども、この4号線につきましては、ちょうど三上処理場の北側の東西を走っている分、3号線の南の分でございます。400メートルあるかと思っております。この件につきましては、済みません、ちょっと定かではございませんが、平成17年ごろに側溝を含めて5メートルの拡幅をしたところとございまして、まだ舗装はしておりません。この件につきましては、一部といいますか、お一方の用地買収をまだ終えていない状況の中で、昨年来、本人様に交渉をしておりますが、相続関係で、ちょっと今現在無理じゃなかろうかということでの回答をいただいておりますが、なお相談をしておるところでございます。

舗装につきましては、それが解決次第とは思っておりますが、その件につきましては、宅地1件ですか、倉庫1件ということで、まだほかの生活道路の緊急性もございまして、優先順位を考えながら検討をしてみたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

## ○2番（吉田 豊君）

私の聞き間違いかどうかわかりませんが、用地購入費も補助対象になるということなんですか。以前、説明を受けたときは、用地については町単独費で購入して、工事代が部外土木工事という形で防衛庁がやるというふうに説明を受けたようにちょっと記憶しておったんですが、もし間違っていたら、大変いいことですので、用地買収も補助対象になるのかどうか教えてください。

**○建設課長（白濱博己君）**

用地の件でございますが、用地につきましては自衛隊の部外土木工事の中には含まれておりません。あくまでも道路の工事の分でございます。その分につきましては、町の持ち出し分もでございます。工事の資材なり、燃料代なり、輸送費、それから現場支出費ということでございますが、用地につきましては町で確保しなければなりません、この用地につきましては社会資本整備、国庫補助の対象になります。ですから、私は町費だけで済むというふうなことは言っていないとは思っております。今後、補助事業にのせて町費が少なくて済むような形で進んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○2番（吉田 豊君）**

済みません、私の勘違いですね。じゃ、用地は社会資本整備費という国庫補助の対象になるということで補助金をもらうということですね。はい、わかりました。

重ねてお尋ねしたいところは、部外土木工事で道路の舗装と側溝について採択の可否を待っているということでございますが、大体いつごろになればその採択の可否が判明するのかをお尋ねします。

**○建設課長（白濱博己君）**

部外土木工事の申し出を今現在しておるところでございますが、その採択につきましては、まずもって、その協議の内容が地方協力部、佐賀のほうで受け付けして、福岡にありますところの第4師団の司令部施設課というところに行くそうです。その後、西部方面隊ということで、その結果を待って、これが採択可能かどうか。内諾といいますか、そういったことでの回答が間もなくといいますか、6月、7月になるかわかりませんが、早くお願いしますということをお尋ねしておりますが、そういう形であります。

その回答を受けまして、現場に来ていただいて現場の確認なり、事前協議をしながら、その後に申請書を出すという段取りになりますので、これは11月までに提出していただくということで話を承っておりますので、町としてはまず、100%確証があるかどうかはちょっと私もわかりませんが、その回答を待って、その後の方向性につきましてきっちり方向性を出していきたいということで考えております。

以上でございます。

**○2番（吉田 豊君）**

よくわかりました。ここで町長出番ですので、少なくとも町長最大限の努力をいただきまして採択していただけるようお願いを申し上げまして、この質問は終わります。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

農業振興策についてということで、6次化に向けた取り組みはということで執行部の答弁

を求めます。

**○産業課長（小野清人君）**

おはようございます。吉田議員からの6次化に向けた取り組みはという御質問でございます。

昨年策定しました総合戦略の中で6次化の推進ということでビジョンを掲載しております。このビジョンでは農産物の加工所の整備、加工企業の誘致、また道の駅構想も掲げております。こういったビジョンと6次化に向けた取り組みの連携をとりながら進めていく形となります。

佐賀県においては6次産業化の取り組み方針として、農林漁業者みずから生産から加工、販売までを行う経営の多角化に加えて、2次、3次産業の企業が連携して取り組むものも含めて6次産業化と位置づけ、幅広く推進するとともに、包括的に支援をしております。本町としましても、この佐賀県の取り組みに基づき、関係機関と連携をとりながら農業の経営の多角化、農商工連携の推進を図ってまいります。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

県の6次化推進というものを合わせながらということでお答えをいただいたようですが、私が言いたいのは27年10月に総合戦略ができたということで、その時の説明が私にしては抽象過ぎて実施計画たるものにはほど遠いということで申し上げたというふうに記憶しております。

しかし、そのときには、この総合戦略が実施設計ですよというふうにお答えいただいたようですが、今現在、道の駅構想でも、先ほど申し上げました場所、規模、取扱品目、この点についてはどの程度進んでおるのか、重ねてお尋ねをいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

皆さんこんにちは。ただいま吉田議員から御質問がありました道の駅につきましては、後ほど質問いただいておりますので、そこと重複するかもしれませんが、昨年、国のほうで採択いただきました地方創生加速化交付金事業を今年度実施することにしておりまして、その中で道の駅を含めました農業の6次産業化を具体的にどうしていくかの検討の場を設けたいと思っておりますので、その検討の中で実施計画も含めまして、具体的に検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○2番（吉田 豊君）**

飛んでしまったようですが、お答えをいただいたので、ここで私が言いたかったのは、先ほど北村室長からお答えいただきましたように、地方創生の加速化交付金で検討の場をつくるというふうなことで今から進められるようなんですが、私が12月定例会でお尋ねしたとき

に、当時の小野室長は私の抽象過ぎて具体性がないという指摘に対して、これが実施設計なんですよというお答えをいただいたんですね。この総合戦略が5年計画ですので、もうそのとき既に1年以上たっていますよと。今日現在考えても、あと3年半ぐらいしか残っていないわけですね。すぐ5年は経過することになるんですが、今から検討の場をつくっていきます。もちろん室長においてはまだかわられたばかりですのであれだと思っんですが、もう少しスピードを上げて対応していただかないと、5年の総合戦略が一步も実現しないで終わってしまうと、経過してしまうんじゃないかというふうに思いますので、これは要望にかえて、お願いにしておきますので、あと答弁は要りません。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進んでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に進みます。

ふるさと創生ということで、要旨1、上峰町創生の基本的な考えはということで執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

吉田議員の質問事項4、ふるさと創生の中で議員から御指示ございましたので、要旨の1番の上峰町創生の基本的な考えは及び2番目の人口減少対策につきまして、あわせて答弁をさせていただきますと思っております。

昨年10月に策定をいたしました上峰町人口ビジョンにおきまして、本町の将来人口をお示ししているところでございます。これによりますと、これまでほぼ一貫して増加してきました人口は次第に伸びが鈍化をしてきておりまして、今後、本格的な減少期に入る可能性が高いとの試算が出ているところでございます。この人口減少が世界に与える影響は大きく、将来にわたって活力ある社会を維持していくためには早急に対応策を講じなければならないとの観点から、人口ビジョンとあわせて町の創生のための総合戦略を策定したところでございます。

具体的には、さきの議会でも説明をしておりますが、まちづくり、しごとづくり、ひとづくり、そして地域間の連携という4つの柱を設けております。この戦略、特に農業を軸に食品加工業、小売業、観光業、ICT産業などのいわゆる第2次、第3次産業との連携や融合により産業を維持発展することとしており、こうしたことにより人口減少の抑制に努め、町の創生を図りたいと、このように考えております。

それから、2番目の人口減少対策に関連をいたしまして、総合計画に掲げております平成33年の目標人口である1万人を目指すのか、それとも総合戦略のほうで少し——人口ビジョンですね、人口が減少するとしておりますので、その辺の整合性あたりをお聞きになっておりますけれども、この点につきましては、総合計画におきましては平成17年及び平成22年の国勢調査に基づきまして、平成33年の予想人口を9,080人と予測をしております、これを踏まえて平成33年の目標人口を1万人としているところでございます。



一方、昨年の10月に策定をいたしました人口ビジョンにおきましては、国勢調査の結果に加えまして、平成25年3月推計の社会保障・人口問題研究所、社人研の地域別将来人口などを用いまして独自の推計をするなど、若干基礎データや算出の方法が異なっておりますけれども、2040年、平成52年の人口を8,700人、2060年、平成72年の人口を7,800人と予測をしております。現状では総合計画、それから総合戦略、いずれにおきましても人口が減少するとの予測になっております。

人口ビジョンにおいては、出生率を平成22年における本町についての社人研の数値でございます1.86を用いまして算定を行っておりますが、仮に一般的に人口を維持するために必要とされる出生率2.07を用いて算出を行った場合でも、本町の場合は転出等の社会移動により人口が減少するとされておりまして、人口を維持すること自体が非常に難しいという客観的な状況になっております。このため、総合計画におきます人口1万人の目標を取り下げるわけではございませんが、ただ、これは相当に高い目標と認識をしているところでございます。

私からは以上です。

## ○2番（吉田 豊君）

詳しく説明をいただいたんですが、私が申し上げたいのは、推計ではそういうふうになるけれども、上峰町の創生室として新しい企画で上峰をつくり変えていくという形でいけば、人口が1万人であれば1万人の社会資本を整備して、他の地区からの人口流入を図るような施策も必要ではないのでしょうかということ質問の趣旨にしておったんですが、それについてはいかがでしょうか。

## ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

ただいま吉田議員から御指摘がございました社会資本の整備により人口をふやしていく努力が必要ではないかということでございますけれども、私としてもそのような取り組みが必要と認識をしているところでございます。

ただ、昨年10月に策定した人口ビジョンにおきましては、人口減少の主な要因が社会移動数、つまり自然の出生とか死亡ではなく、転出によって起きるとというのが主な減少の要因となっておりますので、その中で特に進学、就職時における転出が多いということで、その点に着目をしまして総合戦略におきましては特に産業振興により仕事を創出して人口をふやしていこうということで、この5年間の計画に定めておりますので、基本的にはそれに沿って進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

## ○2番（吉田 豊君）

基本的な考え方については私の気持ちと一致したような点もございますので、今後、室長と協議を進めながら、この問題解決を図っていきたいというふうに考えます。

あと、進んでください。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

土地利用計画の見直しはということで執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

では続きまして、土地利用計画の見直しはにつきまして答弁をしたいと思います。

本町におきましては、平成14年に上峰町都市計画マスタープランを策定しておりまして、これを平成33年までの都市計画の総合的な指針として位置づけをしております。この計画の中で土地利用につきましては、上位計画である県の土地利用基本計画に基づきまして、都市地域、農業地域、森林地域に色分けをし、それぞれに都市計画法、農振法、森林法などの土地利用の規制に関する法律が適用される旨お示しをしております。

このため、現状ではこの土地利用基本計画及び関係法令に基づきまして、まちづくりを行っているところでございますけれども、議員から御提案のあった人口の平準化という観点からの土地利用計画の見直しが相当かどうか、またどのような要件が必要かなどにつきましては、まずは県の担当課などから情報を収集したいと、このように考えております。

また、現状、農振地域内であっても、農地転用が全く認められないというわけではないというふうに認識をしております。制度運用の面からも、議員御指摘の集落の維持とか、そういった課題等々について対応ができないか、関係課とも連携の上、検討をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

道の駅構想、その後についてということで……（「それは飛ばしてください、先に終わりました」と呼ぶ者あり）もういいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

高齢化社会への挑戦について、親子3世代同居についてということで執行部の答弁を求めます。

**○健康福祉課長（河上昌弘君）**

吉田議員の質問事項、高齢化社会への挑戦、要旨1、親子3世代同居についてに関して答弁をいたします。

これまでの推移を経年的に捉えてみますと、世帯構造に占める3世代世帯の構成比は一貫して減り続けている状況にあるように思います。世帯構造別に見た構成比の変化につきまして、国民生活基礎調査におきましては、昭和61年に15.3%であった3世代世帯は平成25年には6.6%まで減少しているという状況下にあります。政府におかれましても税政面や3世代同居に対応した良質な木造住宅の整備の促進、UR賃貸住宅における近居割の拡充、こう

いったもので後押しをし、家族、つまり祖父母世代によります子育て支援のほか、家族、現役世代によります高齢者介護を促す効果も期待をしているように感じられるところです。

また、一部の自治体におかれましては、新築、あるいはリフォーム費用、こういったものの助成を行い、3世代同居や近居を促す、こういった自治体も存在をしているようです。

しかし、ライフスタイルの多様化、あるいは家族、世帯に対する価値観の変化、社会的背景、産業構造、さまざまな要因がありまして、伝統的家族の家族会議につきましては、世代間干渉のギャップや家庭環境により、よくも悪くも転じられるということが考えられます。

御質問の中にございました、そういった点を踏まえたところで、推進すべき元気な老人対策はということで、議員のほうも以前視察に行かれた松川村の件を例に挙げられたところで御説明されたかと思います。松川村のほうにおきましては、私もちょっと調べてみたところ、もともと3世代同居の率が高く、また有業率も高いということでございました。松本大学の研究経過のほうも、先ほど議員のほうから御紹介がございましたけれども、総じて申し上げますと、要は高齢者におけます幸福度、これがどの程度満足いただけるものか、こういったところに尽きるのではないかと。3世代同居の御提案につきましても、そういった一策ということで認識をしているところでございます。

それで、これらのそういったところも踏まえたところで、国の後押しがあつております政策で3世代がふえているかという政策論、また当事者、祖父母世代、あるいは現役世代、こういったところでの3世代同居が望ましい形なのかという是非論、こういったところを踏まえたところで多角的な見地や国の後押しによる効果、こういったものを検証していく必要があるかと思えます。

以上、吉田議員への質問答弁を終わります。

## ○2番（吉田 豊君）

もう少し河上課長と議論を交わしたいところですが、あと1点のほうがもう時間がありませんので、この項は次の機会にしたいと思います。

## ○議長（碓 勝征君）

次に進みます。

防災対策についてということで、防災マップの見直しはということで執行部の答弁を求めます。

## ○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、防災対策の防災マップの見直しにつきまして答弁申し上げます。

先ほど議員のほうからの質疑の中で28水、正式に言いますと昭和28年西日本水害ですけれども、これにつきましては議員からのお話のとおり、6月25日から29日にかけて総降水量1,000ミリを超えるということとなっております。それに対しまして、今現在、上峰町のハザードマップの中に示しております浸水想定区域は150年に一度の確率で起こると考えら

れる大雨が発生し、筑後川の堤防が壊れたという想定のもと、浸水する区域と、その浸水時の浸水指針をわかりやすく図に示したものであるということで、下のほうに48時間雨量521ミリに達したと想定してあります。先ほど議員のほうからの指摘なんですけれども、この時間当たりの521ミリ、48時間ですね。それと28水時の1,000ミリということで、もう少しこの521ミリの根拠、想定を上げたらというお話だったと思うんですけれども、これにつきましては今現在、筑後川関係の筑後川水系河川整備基本方針が出ております。

この方針の中で筑後川河川改修につきましては、計画規模といたしまして150年に一回発生する降雨を対象にして計画雨量48時間で521ミリの降雨を対象にするということで、要は筑後川の整備基本の方針の数字をここに準用したわけでございます。それで、当時の28水時の筑後川につきましては、想定することによりますと、まだ今の川よりも大分狭い川でありまして、そのときに1,000ミリの雨が降ったために決壊ということになったかと思えます。

ただし、それを助成するために、国交省につきましては、150年に一回の雨量、48時間521ミリの降雨を対象にして今現在、河川改修を行っておりますので、その当時の1,000ミリ、その当時の川の幅と、今現在、河川改修をしている150年に一回の計画による521ミリという降雨につきましては、国交省の中でも確率的には一番高い150分の1ということになっておりますので、安全性というのはその当時よりも数段、今の計画のほうが安全だと思っておりますのでございます。

それと、吉田議員さんからのほうからの防災マップの見直しという趣旨ですけれども、これにつきましては、今年度予算計上をしておりますして、住民の的確な避難行動につながるよう自主的な防災マップを今年度作成していく予定でございます。

以上です。

## ○2番（吉田 豊君）

このハザードマップを見ますと、大雨の浸水というものが基本に考えてあるようでございますが、3月29日の佐賀新聞によりますと、県の防災計画が修正されております。

読み上げますが、「佐賀県は、東日本大震災などを受けて大規模地震や津波による被害想定を見直し、県地域防災計画を修正した。県内で想定される最大震度を「7」とし、佐賀平野を東西に走る北縁断層帯を震源とした場合、死者数は最大4300人と予測、従来の川久保断層系の死者約800人を大幅に上回る想定になった。地震被害予測は、国の活断層長期評価でこれまでの想定を超える地震が起きる可能性を指摘され、2013、14年度に調査した。建物の全壊・焼失は最大5万8,000棟で、従来の3倍以上と想定されている。津波の浸水、被害想定は14、15年度に調査した。想定していた地震に玄界灘側は西山断層帯、有明海側が南海トラフ巨大地震の想定を加えて予測した。津波の高さに潮位を加えた最大津波高は有明海側が3.5メートル、玄界灘側が3.4メートルになっている。このほか、災害時に外国人に対する情報提供や相談などに対応する「多言語支援センター」設置を盛り込んだ。設置のタイミング

や運用方法など詳細は今後、県と県国際交流協会が協議して決める。」という報道がなされたわけですが、このハザードマップには全然地震のことが書いていないわけですね。

以前は、有明海側も津波が最大2メートルは来ますよという想定がされておったんですが、今回見直して最大3.5メートルという津波が想定されるということで見直されているんですが、これでいきますと、私は以前も申し上げたんですが、町内の基準点を定めて、大体ここで海拔何メートルですよと町民の皆さんが日常に頭の中に入れておかないと、いざ津波が発生したから——普通、避難所というのは、おたっしや館をすぐ開放されて避難所を開設されるわけですけど、2メートルの津波が来たって、おたっしや館は多分水没すると思うんですよ。

だから、私がここで申し上げたいのは、町内の南部地区の平たん地について、この地域は海拔何メートルですよというのを常に住民の方が目にするようにしておかないと、訓練のときは確かにうまくいきます。実際災害が起きると、想定外という形で押し切られてしまうわけですけども、そういうことじゃなくて、津波が来たときに何メートルの津波が来るということであれば、そこにおったら自分たちも流されて死んでしまうと。じゃ、どこに行けば高いところがあるのかということ、少なくとも小学校の校庭で何メートルぐらいの海拔があるのか、そういうものを子供を含めて町民が常に目にするところに表示をしていくべきじゃないかというふうに考えますので、その点についてお答えをいただきたいと思います。

#### ○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、今年度作成予定しておりますハザードマップのつくり方といいますか、基本的なものにつきましては、議員もおっしゃるとおり、佐賀県のほうの改正もできまして、それはここにありますが、まず、25年3月に国のほうから「洪水ハザードマップ作成の手引き」というものの改訂版が出ております。今年度作成いたします本町のハザードマップにつきましても、国から出ました「洪水ハザードマップ作成の手引き」の改訂版に沿ったところで一応作成をしていくつもりでございます。

それと、先ほど言われました地震時の対策ということで、ちょっと古いかもしれませんが、県の資料からいきますと、津波発生時につきましては本町までの影響がないというような資料が私が一応預かったものの中にあります。ただ、先ほど言いましたけれども、もともとは地震につきましては川久保断層が主な断層地帯でしたけれども、先ほど議員言われましたとおり、25年の調査で、要するに南のほうに断層があるというような見解もございします。そこら辺で津波の区域、津波の高さについては再度調査いたしまして、先ほど議員おっしゃるとおり、本町における津波の影響というのをまた調査をしていきたいと思っております。

それと、今年度、そのハザードマップの内容ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、国の改定版が出ております。それによりまして、今までは防災マップにつきましては浸水の高さを示した洪水のハザードマップを作成しております。それは地域の水害リスクを伝える

ものとして、その存在を知ってもらうということが重点的なものでございまして、先ほど御紹介しましたハザードマップ、要するに筑後川の堤防が切れたらどこまで水が来るんだよというような皆様方のお知らせになったハザードマップだったんですけども、今年度作成する予定はあくまでも、観測史上最大の降雨が毎年のように全国で更新をされている中で、これまで以上に住民の的確な避難行動につながるよう、必要かつわかりやすい情報を表示し、記載するようになるところでございまして。

よって、今年度作成しますハザードマップにつきましては、住民の皆様方が災害時にどのような方向に逃げたらいいのか、どのようなところに避難道路があるのかというような具体的な避難経路とか、そういうふうなところでわかりやすい住民に対してのハザードマップの作成に努めていきたいと思っております。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

そうしますと、上峰町には津波は及ばないという県の指針があるということなんでしょうか。

**○総務課長（江崎文男君）**

先ほど申し上げましたけれども、上峰町の場合の地震の関係は、もともとは川久保断層の地震が主なものでございましたけれども、多分その当時の私の資料かとは思いますが、県のほうからシミュレーションされました資料からいきますと、上峰のほうまでは津波の心配はないような資料がありました。ただ、先ほど言いましたとおり、25年度に川久保断層にかわる地震の断層、先ほど御紹介ありました、南のほうに1つ断層があるということで、それからまた県のほうの調査をやっておりますので、そこのほうでまたシミュレーションが変わっておれば、またそういうふうな資料を手に入れてハザードマップの中で示していきたいと思っております。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

今、一番心配されておる南海トラフの巨大地震では有明海側が3.5メートルの津波が発生しますという想定をされておるわけですが、これだけの津波が有明海で発生しても、やっぱり上峰には来ないんでしょうか。

**○総務課長（江崎文男君）**

そのことにつきましても、今一番新しいそういうふうな資料の手配といたしますか、資料をつかむような形でしていきたいと思っております。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

時間も来ていますので最後にしたいと思いますが、ちょっとわけあって四国のほうにも

行ったんですが、四国のほうはほとんどの国道に、この地域は海拔何メートルというのがあ  
るんですね。佐賀県内でも呼子あたりに行ったら、あれだけの高台でもここは海拔何メー  
トルというのが出されておるんですよ。だから、そういう日常生活の中で、ここは海拔幾ら  
ぐらいなんだというのを町民の皆さんに自覚してもらうためには私は必要ではないかとい  
うふうに思いますので、その点について検討いただけるかどうか、最後にお答えください。こ  
れで最後にしたいと思います。

○総務課長（江崎文男君）

海拔を示す表示板ですかね、そのようなことについては皆様の関心事でもありますので、  
検討はしていきたいと思います。

○議長（碓 勝征君）

これで吉田議員の質問は終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（碓 勝征君）

再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

3番田中静雄議員、お願いいたします。

○3番（田中静雄君）

皆さんこんにちは。前置きは省略いたしまして、一般質問の通告書に沿って質問をしてい  
きたいと思います。

昨年の10月に総合戦略が策定を終えました。それで、質問事項、地方版総合戦略について  
質問をいたします。

質問要旨、農業関連技術拠点の誘致及びバイオマスエネルギー産業誘致の現在の進捗状況  
はどうなっているのか、お伺いをいたします。

先ほども言いましたけれども、昨年の10月に総合戦略の策定を終えて、ことしから、2016  
年度から地方創生について本格的な取り組みが求められております。そこで、現在の進捗状  
況をお尋ねいたします。

質問要旨2番目、道の駅構想もございますけれども、これの現在の進捗状況をお尋ねいた  
します。

質問要旨3番目の上峰町の人口減少を防止するための定住化支援というのが最も大事ではないかと自分で思っておりますけれども、人口減少を防止するための対策はどういうことが挙げられるのか、お伺いをいたします。

質問事項2番目の子育て支援について。これも先ほど同僚の議員から質問がありましたけれども、かなり重複することがございますけれども、確認のために再度質問をいたします。

質問要旨1番目、学校給食の費用負担、これの減額の考えはあるのか、ないのか、この辺もお伺いをいたします。

次に、質問事項3番目の降雨時の水害対策についてであります。

この質問要旨、中学校体育館西側の外記の堤からの排水路のことです。これは、2年ぐらい前になりますかね、上坊所地区において田んぼの川の土手といいますか、これをコンクリートで若干高めてあります。これ、対策をされておりますけれども、この対策で十分なのかどうか、行政のほうの認識はどうかということをお尋ねいたします。

それと、質問要旨2番目、中学校体育館の南の農地を宅地に転用する計画があります。この宅地化がされた場合に、もちろん地盤を上げられると思いますけれども、これに対して浸水影響はどの程度考えられるのか、お伺いをいたします。

次に、質問事項4番目、町民センターホールの使用について質問をいたします。

要旨1番目、平成28年3月19日、3月の定例会が18日で終わりました。その翌日に上峰中学校の吹奏楽部がホールを使用されているわけです。19、20、21日と3日間の使用でございますが、19、20日は練習日です。3月21日が中学校吹奏楽部のスプリングコンサートがございました。そこで、教育委員会といいますか、その間で若干のトラブルがあったようでございます。どういうトラブルがあったかというのは、この場では控えさせていただきます。差しわりのある方が随分おられますので控えますけれども、そのトラブルの対応は、それと今後どうされていくのか、その辺の答弁をよろしくお願ひいたしたいと思っております。

以上です。

#### ○議長（碓 勝征君）

田中議員の質問でございます。

まず、地方版総合戦略について、要旨1、農業関連技術拠点の誘致及びバイオマスエネルギーの産業誘致の進捗状況はということでございます。執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

田中議員の質問にお答えをいたします。

昨年10月に策定をいたしました総合戦略におきまして、仕事づくりの一環といたしまして、農業関連産業の誘致を掲げております。現時点におきましては、まだ、具体的な誘致実績等は出ておりませんが、今年度の地方創生加速化交付金事業の中で、ICTを活用して市場データやふるさと納税事業から得られたデータを分析し、それを農産物の生産や販路開



拓に反映させることを考えておりまして、こうした取り組みに参画する企業等への接触から誘致案件の糸口をつかみたいと考えております。

また、バイオマスエネルギー産業の誘致につきましても、戦略における主要事業として掲げておりますけれども、既にバイオマス事業に取り組んでいる先進自治体の調査やバイオマス事業者へのヒアリングを行うなどしながら、バイオマス産業の状況や誘致における本町の優位点、または課題などにつきまして、整理を行っているところでございます。

以上でございます。

### ○3番（田中静雄君）

総合戦略というのは、5年間の期限がありますけれども、まだ具体的には企業とのヒアリングはやられていないということ、バイオマス関連については、ヒアリングがあったんじゃないかと自分では思っていますけれども、今年度から本格的に一步踏み出して進めていかなければならない時期でございます。月日がたつのは早いです。できるだけ早く、可能な限り早く一步を踏み出して、各企業さんとの話し合いを持ってもらって、具体的に進行するような政策が私は必要と思いますけれども、企業が地域に進出するかどうかは、行政の取り組みというのが一番影響を持ってきます。それで、進出してくるであろう企業に対して、いつごろ説明会、ヒアリングを行われていくのか、その辺をお伺いいたします。

### ○町長（武廣勇平君）

田中議員のお尋ねにお答え申し上げたいと思います。

まず、先ほどから質問の中に出ております総合戦略に記載している事業等についてのこれからの進捗につきましては、従前、まち・ひと・しごと創生室長の中で、総合戦略イコール実施計画というふうにお話があったという解釈をされている方もいらっしゃいましたけれども、その時点では、総合戦略に書きあらわしたことが進んでいくものだというふうに思っております。しかしながら、企業版ふるさと納税や、ふるさと納税優遇税制等を使う上では、地域再生計画法に基づく地域再生計画を出しなさいというような流れを国のほうから求められてまして、現在、第41回目申請認定めどが、秋冬ごろをめどに地方創生推進交付金もこのときに募集もされるということで、このあたりをめどに進めていく予定でございます。

よって、地方版総合戦略は実施計画にはまだ具体的になっておらず、そこに書きあらわされている一つ一つの事業を地域再生計画上に反映させていくということが必要になっておりまして、現在、実務的にはふるさと納税の個人版でまち・ひと・しごと創生室、随分多忙をきわめておりましたけれども、分業しながら、手があく中で、比例する形で仕事を移していくと、この企業版ふるさと納税を活用するための地域再生計画づくりに変更を加えていくという流れの中でお聞きいただきたいと思います。

しかるに、そういう計画を今後つくってまいるわけですがけれども、それと並行して、先ほど室長が申しましたように、企業との接触、また、吉田議員からも質問ありましたけれども、

該当する土地の選定等を行いながら、必要な関係の皆さん方とネットワークをしっかりと構築し、事業を再生計画にあらわす中で、土地の購入と事業者の選定というものが始まるものと思います。

土地につきましては、地権者がいらっしゃいますけれども、町有地がない以上、民間の土地を活用したりする必要があると思っておりますが、そのタイミングについては、そのケース・バイ・ケースだというふうに思いますので、適宜、必要なときに皆様方にもスタートする段階では御紹介をしていきたいというふうに思っておりますので、御了解いただければと思います。

### ○3番（田中静雄君）

先ほどの企業進出については、可能な限り早くやってもらわないと手おくれになる可能性がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、企業が進出してもらうために、上峰町として税制優遇措置とか、そういうことを考えられているのかどうか、今、全国ではいろんな手だてを使って企業誘致をされているようにございますが、税制優遇措置というのも一つの手でありますけれども、なかなか現在は非常に難しい状態でありますけれども、上峰町として企業誘致する場合の税制優遇措置というのは考えておられるのかどうか、お伺いをいたします。

### ○町長（武廣勇平君）

今、御紹介いただきました上峰町にもインセンティブ条例がございまして、企業誘致の際に固定資産等の減免だったと思っておりますが、条例がございまして。これら、工業団地をちゃんと整備して誘致をする中で適用するという事で定められておると思っておりますけれども、その企業にとってどの点が一番メリットになるかというのは、その企業によって違うと思っておりますし、誘致を図る以上、議会とも御相談をする必要があると思っておりますけれども、土地の利用について、売買でいくのか、貸借でいくのか、数年間の契約でいくのかというようなことも、いろいろ視野に入れて誘致をしていきたいと思っておりますし、その際は議会の皆様方にもしっかりと御披露しながら進めていきたいと思っております。

### ○3番（田中静雄君）

そしたら、企業誘致する場合にどの辺に企業誘致するのか、上峰町としての計画、アウトラインはできているのかどうかをお伺ひしたいと思います。大ざっぱな計画でよろしいけれども、どの辺に企業誘致をしていくとか、そういう計画があったら教えてください。

### ○町長（武廣勇平君）

今、私が前段のまち・ひと・しごと創生室長の話の中で、現在、適宜企業との接触をする中で糸口を見つけていきたいということで、私自身もいろいろ接触を重ねているところでございますが、現在、町有地がない以上、民間の土地の活用等を前提に行動しなければいけないと思っております。

民間企業の皆様方は、スピード感を持って対応していただきたいという気持ちを、多くの企業お持ちだと思いますので、この方向性が決まり次第、議員の皆様方にもお知らせを申し上げたいと思いますし、そういう適地があったとしても、地権者の皆様方との交渉がうまくいかないこともあろうかと思えます。それをうまくいかせるために、いろんな関連する関係の皆様方の協力もいただかなきゃいけないと思えますので、一概にいつごろ、どのタイミングで、どれぐらいの予算でということをごここで申し上げることはできませんし、まだ再生計画がつかられていないというのも先ほど申し上げたとおりでございますので、総合的に適宜、皆様方に包み隠さずお話することだけは、ここでお約束申し上げますけれども、その点、御了解いただければというふうに思います。

**○3番（田中静雄君）**

一つ一つ細切れな質問で申しわけございませんけれども、総合戦略が策定後、政策実行に向けて、総合戦略を策定する段階では、総合戦略策定委員会メンバーの方で主にされておられたと思えますけれども、今年度からも、では、どういう企業をお願いしようか、どういう企業に上峰町に来てもらおうかという、いろんなさまざまな検討は総合戦略策定委員会のメンバーの方が来てやられるのかどうか、行政だけでやられるのか、それとも策定メンバーも入って検討されるのか、どうでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

これは、地域再生計画の話の中でも申し上げましたけれども、総合戦略が実施計画として進んでいくという上では、考えていたその時点では、総合戦略策定委員会、また、その下に連なる部会等の協議をもとに決まってくるものと認識しておりましたが、地域再生計画を策定するという中にあっては、また、この中で計画づくりにかかわる事業者等と行政と、また、いろんな専門家の方の招集が必要になってくると思えますので、一つ一つの地域再生計画については、かかわる人は地方版総合戦略とは大きく異なってくることになると思えます。

また、この地方版総合戦略と地域再生計画以外の、例えば、単独のふるさと納税の寄附金を活用しながら行う事業については、当然、従前の町の執行のように庁内で町執行部、町職員、町役場で協議していくということになろうかと思っております。

以上でございます。

**○3番（田中静雄君）**

私のほうからはひとつ要望として、この項目に対しては質問を終わりたいと思います。

先ほどから言っておりますように、可能な限り急いで取り組んでもらいたいというのを言っております。そこで、あんまり不幸なことは言ったらだめですけども、もしできなかった場合ですね、総合戦略の目標、期待値も含んでいると思えますけれども、目標に向かって、もし達成できなかった場合というのは、上峰町長、首長を初め、ここにおられる行政の課長さんたちの政治責任、行政責任が問われることになってくると思えます。ざっくば

らんな言い方しますと、私はあと1年か2年で定年やからいいばいと、そういう考えは持つておられないと思いますけれども、あと1年か2年で定年される方に対しても、ああ、あの人はようやくくれたというふうにみんなから惜しまれるような行動をとってもらって、成果を上げてもらいたいと思っています。よろしく願いをいたします。

この項目については終わります。

#### ○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

要旨2、「道の駅」構想の進捗状況はということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

要旨の2番目、「道の駅」構想の進捗状況はにつきまして答弁を申し上げます。

道の駅につきましては、総合戦略の5年間の期間の中で取り組むこととしておりまして、今年度におきましては、地方創生加速化交付金事業の中で農業、商工業、情報通信業、観光業などの関係者や有識者等を招集し、議論や検討を行うこととしております。

道の駅の設置につきましては、ハード整備もさることながら、農産物直売所、売店、レストラン等の事業主体や事業形態をどうするか、また、町としてどのような産品を売り込んでいくかということも重要でございますので、このようなことにつきましても、加速化交付金事業の中で市場データの分析などの手法を活用しながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○3番（田中静雄君）

この道の駅構想についても、まだ、どの辺にいつごろつくるとか、検討をしていきたいということでございます。ですから、どの辺に道の駅をつくるかということも、まだまだはっきりわかっていないんじゃないかと思えます。

この道の駅構想では、約60人の方々の雇用ということで総合戦略のところで上げられておりました。上峰町を取り巻くいろんな方々、地方の方々に上峰町に来てもらうためには、この道の駅構想も早急に実現の方向に取り組んでもらいたいと思えますけれども、JAとの協力を得ながらやっていきたいという、以前にはそういう答弁もございましたけれども、JAでの協議というのはなされているのかどうか、お伺いをいたします。

#### ○町長（武廣勇平君）

道の駅構想を従前申し上げた際に、JAとのかかわりを申し上げたということでございました。道の駅構想を従前考えている中であっては、ふるさと納税の企業版を活用するという方向性とふるさと個人版の寄附金をもとに執行していくことと、また、今後、地方創生推進交付金というものもあるそうですけれども、そういった交付金を重要視する中で考える方法とか、あるいは民間企業が直接的に投資していく方法とか、さまざまの方法があると思いま

すけれども、道の駅をつくっていききたいということで方向性をお示ししているものと思います。

今、申されました議員の御質問に対する答えとして、JAとのかかわりをまず持つことが大切だということも、恐らくふるさと企業版、ふるさと個人版をやっておる上峰町としては、JAとのかかわりは欠かせないものだという認識の上で、まず基本的にJAさんがそういう意向がおありになるのかどうか、そうしたところを確かめたいということではあると思います。

今、先ほど申しましたように、まち・ひと・しごと創生室は、企業版ふるさと納税に取り組む準備を現在しているところです。分業しながら、比較的時間をつくれるような体制、環境をつくっているところではございますが、私自身は、堀常務ともお話をしながら、そういう意向が東部地区からも出ているようではございますので、どのような道の駅であればJAさんが望まれておられるのか、あるいは民間企業がお考えになりたいと思われるのか、そういう道の駅の構想について、いろいろ接触を図りながら知見を蓄えているという状況でございます。

JAとのかかわりについては以上でございます。

### ○3番（田中静雄君）

この道の駅構想についても、先ほど同僚の議員が質問されましたけれども、この道の駅構想をするために、いろんな交付金とかふるさと納税の基金とか活用して、いろんな方法を活用してやっていきたいということでございますので、できるだけ早く一歩踏み出してください。お願いをいたしまして、この質問は終わります。

以上です。

### ○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

要旨3、人口減少を防止するための定住化支援の施策はということで、執行部の答弁を求めます。

### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

要旨の3番目、人口減少を防止するための定住化支援の施策はにつきまして答弁を申し上げます。

先ほど議員から御指摘のとおり、人口の減少を抑制するために本町における定住化を促していくことは、大変重要と認識をしているところでございます。このため、昨年の総合戦略策定委員会におきましても、このことについて検討が行われました。その検討の結果、本町の場合、人口動態を分析いたしますと、進学、就職時、また、現役世代の一部に係る社会移動数につきまして、転出超過の傾向があることがわかっております。

こうしたことから、町といたしましては、道路等のインフラ整備はもとより、出産や子育て

てしやすい環境の整備に一層努めるとともに、本町の主要産業の一つである農業を軸に産業振興や企業誘致を行うことで、魅力ある多様な就業の機会創出に取り組んでいくこととしたところでございます。

具体的には、総合戦略におきましては、道の駅や農産物加工施設の設置などによります農業の6次産業化に取り組みながら、農業関連産業の誘致や、これからの農業を支える人材の教育拠点としてトレーニングファームの整備を、また、教育現場ではICTを活用した国際的な教育や韓国驪州市との青少年交流などを推進することにより定住化を促していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

### ○3番（田中静雄君）

人口減少を防止し定住化を図っていくために、各課でそれぞれいろんなことが実際には行われております。私は、機会あるごとに上峰町の将来、30年、60年後の上峰町、どうあるべきかということに対して、まずは人が集まってきてもらわにゃいかん、集まってくには道路整備が一番大事ですと、人が集まってくる道路がないところには、絶対、企業も人も集まってきません。まず、道路整備だと自分は思っています。

そして、今まで質問要旨の中で各企業の誘致、道の駅構想もお尋ねしましたけれども、その効果があって人口がふえるということになりますと、まず、道路整備を完備して、そこに企業の従業員、いろんな方々が上峰町に住んでもらわにゃいけん。上峰町を取り巻く町から通勤してもらってもいいんですけども、通勤してもらうより、上峰町に住んでもらうための施策が私は大事だと思います。

そこで、上峰町の都市開発、どういうことをやっていくか、どういう都市開発をしていくのか、そういう構想があるのかどうか、お伺いをいたします。

### ○議長（碓 勝征君）

執行部の答弁を求めます。

### ○町長（武廣勇平君）

上峰町としまして、人口をふやすための定住化支援の施策はという流れの中で、ただいま田中議員から上峰町のまちづくりをどういう方向性で行っていくか、都市開発を行っていくかということでのお尋ねがございました。

住宅着工数についても、建設新聞等に記載されておまして、適宜チェックをしているわけですが、周辺自治体と比べますと着工数は多いと。また、今回、農地転用もかなり農振除外の提案とか申請とかも出てきておまして、住宅の着工は、この坊所地区を中心に進んでいるものと思います。

御承知のとおり、北部は自然環境あふれるエリアということと、また、この坊所地区を中心としたエリアについては、商業、住宅エリアということと、また、南側については、農業

のエリアというふうなイメージを皆さん持たれているものというふうに思っております。

そんな中、現在、大きな流れでこれまで申し上げてまいりましたように、17年から始まりましたハード整備によって、22年をピークに財政状況が逼迫し、23年からなだらかに低減してきたと。ハードについては、その当時はかなり厳しい状況がございまして、ソフト事業を延伸しながら、なるべく今の現存するストックや道路について維持管理をしていく中でまちづくりを進めてきたという流れの中にございます。

現在、さまざまな税収増の取り組みをする中で、弾力的にその分だけ維持管理だったり、また、ソフト事業の延伸ができるようになってきているものと思っておりますので、今後につきましても、定住化支援については、ソフト事業で比較的对象が見えやすい定住していただける世代というものが、我々が定住していただきたいという世代に向けたソフト事業として、対象者が見えやすいソフト事業を延伸し、説明がつく合理的なソフト事業にしていきたいと思っていると同時に、ハードについては、議員からさまざま御指摘もいただいておりますように、傷みがかかなり出ておりますので、これについても予算を大きくつくっていきながら対応していくことでまちづくりを進めていきたいと、これが議員のお尋ねの質問に答えられているかどうかわかりませんが、そのように考えております。

**○3番（田中静雄君）**

今、上峰町内では特に三上、下坊所地区にかなりの宅地開発が行われております。この宅地開発というのは、ほとんど民間ですね。もう全部が民間です。だから、民間に委ねるだけではなくて、上峰行政として、その宅地開発がやりやすいように手助けをする必要があると思います。そのためには、もちろん道路もですけれども、いろんなインフラ整備というのが大事だと思います。だから、人口減少をできるだけ抑えるために、これからも行政のほうで鋭意努力されることを希望して、この質問を終わります。

**○議長（碓 勝征君）**

お諮りいたします。

一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

異議なしと認めます。したがって、13時に再開をいたします。休憩。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

**○議長（碓 勝征君）**

再開いたします。

一般質問でございます。

田中議員の子育て支援について、学校給食の費用負担減額の考えはということで、執行部

の答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

3番田中議員の質問事項2、子育て支援について、要旨1、学校給食の費用負担減額の考えはという御質問にお答えをいたします。

吉田議員への回答と重複をいたしますが、学校給食費を補助する制度として、準要保護児童・生徒就学援助という制度があります。この制度を広く周知し、申請していただくことが重要であると考えています。

平成28年3月に小・中学校の全児童・生徒を通じて保護者の皆様に制度の案内をさせていただきました。今回、41世帯60名の児童・生徒について認定し、給食費を初め、学用品、修学旅行費、新入学児童・生徒学用品費、医療費を支給いたします。

教育委員会といたしましては、今後とも制度の周知に努めるとともに、柔軟な制度の運用に努めてまいりたいと思います。

以上です。

**○3番（田中静雄君）**

午前中に同僚の議員からも同じような御質問でございましたので、重複するかもしれませんが、ひとつよろしくお願ひいたします。

先ほど事務局長のほうからお話がありましたけれども、まず、補助の申請をすることが第一だということ、それから、制度の運用でこれから対応していきたいというお考えだと思います。

私は、一律に費用の減額をしたらどうかと自分では思っています。というのは、要は子供同士で、あの人は幾らか補助をもらっているとか、安いとか、高いとかね、そういうことがあってはならないし、あるかどうかもちよっとわかりませんが、あってはならないし、例えば、おかわりをしても、あの人はおにぎりを2つ食べたとか、いろんな子供同士で、それがいじめの問題に発展するんじゃないかと自分では思っています。

ですから、減額ですから、全て無料にしたらいんじゃないかということではありませんけれども、段階的に、例えば、隣の町でもやっているように、第3子以降は無料とか、1子、2子については半額とか、段階的に一律にやったほうがいいと思うけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

まず、最初にお尋ねの子供さんで給食費を払っている人、払っていない人、給食費は、昔は給食の袋で徴収しておりましたので、それがわかるような仕組みになっていたかと思いますが、現在、口座振り込みになっておりますので、どの子が準要保護とかいうのはわからない仕組みにしておりますので、そこにいじめはないと思っております。

次に、よその市町でしております第3子とか、そういうところについて、それは準要保護



とはまた別の補助金の仕組みであります。上峰町につきましては、まず、給食費については、子育て支援、生活の支援ということで、その所得に応じて準要保護をもって補助していきたいという考えを持っています。今後、第3子とか、そういうことについては、また、今後の検討課題として協議させていただければと思います。

以上です。

### ○3番（田中静雄君）

よくわかりました。わからないようになっていくという御答弁だったと思いますけれども、今、安倍内閣でも一億総活躍社会ということで旗上げをされておられますけれども、その中に安心につながる社会保障とか、もう1つ、子育て支援というのが入っています。それは、新三本の矢ということで強調されているようでございます。だから、段階的ではございますが、ひとつ一步一步前に進んで子育て支援のほうに力を入れてもらいたいと思います。

子育て支援といっても、いろんな方法があると思いますけれども、今は給食のことについてお尋ねをしておりますけれども、今、九州で人口がふえているというのは、まずは福岡市ですね。それから鳥栖市。この上峰町、例えば、隣の吉野ヶ里町というのは現状維持か、これからじわじわと幾らかは下がり勾配になってくるだろうと言われておりますけれども、その九州の中で、今、非常に若い人たちに人気のある脚光を浴びている市がございまして。私もこれは確かめたわけではございませんけれども、上峰町から言えば方角は南のほうです。そこは、何で若い方々の脚光を浴びているかというのと、やっぱり子育て支援なんです。子育て支援が非常に充実しているということで、若い人がかなり集まってくる。それと、ある会社の立派な競技場ができておりますね。御存じだと思いますけれども、そこです。非常に脚光を浴びている。

そういうことで、立派な球場は上峰町にはできないと思いますので、せめて給食費の無料化に向けて段階的に、どうか一步一步、今まで以上に制度運用だけじゃなくて、一律に私は進めてもらいたいと思いますが、そういうことで、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

現在、この給食に係る補助の制度は子育て支援のうちの貧困対策ということで取り組んでおります。今後、一律につきましては、吉田議員のほうからも御提案あっておりますので、引き続き検討させていただければというふうに思っています。

以上です。

### ○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

降雨時の水害対策について、要旨1、中学校体育館西側水路の洪水対策は大丈夫かということで、執行部の答弁を求めます。

### ○建設課長（白濱博己君）

3番議員の3番目、降雨時の水害対策についての1番目、中学校体育館西側水路の洪水対策は大丈夫かというお尋ねでございます。

この水路につきましては、法定外公共物として建設課のほうで管理させていただきますので、私のほうから答弁させていただきます。

この水路は、議員御指摘のとおり、二、三年前の豪雨の際にも、外記のため池からの予想を超える豪雨ということで、南側の水路にはけないために隣接の水田を越水しまして、道路等も見えないくらいの、付近一帯に浸水をいたしました。

町といたしましては、一昨年に水路ののり面の補強を目的としてコンクリート敷設で水路の補修を行い、越水の防止対策を図ったところでございます。これは議員御指摘のとおりでございます。そのほかに、昨年度でしたか、浸水した地帯の改善策といたしまして、下津毛地区、これは町道下津毛下坊所線になりますが、そのところの道路暗渠の拡張工事を実施いたしました。そこら付近での浸水という対策のこともございまして、少しでもはけるようにということで、被害の軽減のために、そういった必要な対策を講じてきているところでございます。

間もなく梅雨時期に、もう入っておりますが、その効果といたしまして、その検証をこれからしていきたいと思っております。4月21日でしたでしょうか、上峰町でも降雨がございまして、そのときに現場を見に行っただけでございますが、その体育館西側水路は越水はしておりませんでしたけれども、のり上から約30センチぐらいのところまで来て、結構たまっております。昨年実施しました道路暗渠の排水につきましても、今後、検証をしていながら、今後の雨量の調査なり、その水路の断面等、また、下流への流れがどうなるかということも含めて、今後さらに調査をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

### ○3番（田中静雄君）

上峰町の外記の堤の北部地区は、かなり宅地の開発がされて、豪雨時には一挙に水が流れてくるわけです。昨年度は、幸いにして洪水はありませんで、大雨はありませんでした。一昨年、水路ののり面の工事が行われ、この工事については、ある程度の洪水に対しての緩和ができたんじゃないかと思っておりますけれども、今まで何十年というか、昔はありませんでしたけれども、洪水のために民家のほうに水が浸水していくということで、下津毛のあそこの民家でも中央部分は大体8センチぐらい地盤沈下しています。これから、それ以上進むかどうかわかりませんが、かなり危険な状態になっております。

ということで、下津毛地区の排水溝の暗渠の改善がなされた、その状況ですけれども、4月ごろ、さっき言われた、一時的に大雨が降りましたけれども、そのときは中学校の西の排水路、あの辺はかなり水かさが増して、そのコンクリートののり面を越すことはなかったんですけども、越す寸前のところまで瞬時来ておりました。もちろん行政の方も見に来てお

られましたけれども、私は、今のこのままの対策ではまだまだ十分だとは思っていません。何らかの方法を駆使して対策を立ててもらいたいと思います。

もう以前から、区長時代から、あれは人災じゃないですかということで指摘をしてきたことがあります。その集中豪雨があったときには、今のままでは到底被害もこうむるだろうと思いますので、陸上自衛隊のほうからも、あの外周道路のほうからも、かなり外記の堤の排水路のほうに流れてきているわけですね。あれは陸上自衛隊のほうからの水だけじゃなくて、郡境のあの辺の宅地開発、それから、P-ZONE、トライアル、あの辺が開発をされて、かなり水かさが増してきます。ということで、今、幾らかの対策を打って施工されておりますけれども、その概要はどうなのかということをチェックしてからやりたいということでありまして、この件に関しては請願書が過日提出されております。その場でも検討していきたいとは思っておりますけれども、どうか一步一步前に対策事業を進めてもらいたいと思います。

ということで、この辺については質問を終わります。詳しくは振興常任委員会が開かれると思いますけれども、その辺で現状はどうなのかということの説明していきたいと思っておりますので、そのときにひとつよろしく御審議のほどをお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

#### ○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

要旨2、中学校体育館南の農地を宅地に転用する計画があるが住宅地への浸水影響はどうかという質問でございます。執行部の答弁を求めます。

#### ○建設課長（白濱博己君）

3番議員の2番目の質問で、中学校体育館南の農地を宅地に転用する計画があるが住宅地への浸水影響はどうかという御質問でございます。

この御質問につきましては、先ほどと同じ区域での水害対策関係でございまして、議員御指摘のとおり、今現在、農地転用の計画、中学校体育館南側の分ですけれども、あることは承知をいたしております。

一般的に農地といいますのは、雨水の地下浸透や雨水を一時的に貯留することなどによりまして、水害を多少軽減する機能があると言われておりますが、宅地開発等によりまして、このような機能が期待できなくなりまして、水路へ流れ込む雨水の量が増加するということが考えられるところでございます。

しかしながら、先ほども言いましたように、一昨年、昨年と、そういう対策を講じておりますけれども、まだ、豪雨等につきましては今後も浸水の可能性があるのではないかと考えておるところでございます。

今後につきましても、先ほど申しましたように、その水路の断面なり、雨量の計算等々、

それからまた、下流に横断暗渠がございまして、上坊所に行くところの暗渠なり、それから、その下流には、また、三樹病院のところの道路の暗渠なり、また、その南には小学校に行くところということでボックス等々が、当時はそういう広さで流量計算されていたと思いますけれども、昨今の豪雨によりまして、そこがはけのない状況の中で浸水があるということはおもう十分承知しております。

先ほどの議員御指摘の自衛隊外周道路からの水も、ため池の吐水口のところを流れてきております。その件につきましては、字図的には南のほうに水路がございまして、自衛隊の東の門なり、また、そこに一部土地がございまして、そのところがちょっと流れていないような状況でございまして、この件につきましても、昨今調査をしておりますが、こういった経緯で埋まっているかということも、今後、調査をしていきたいということで考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、住宅地への影響というのは、今後も豪雨によりましてあると考えております。先ほど言いました、昨年実施しました分の検証を進めながら、今後につきましても、こういった方法があるかということを検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

### ○3番（田中静雄君）

先ほども説明がありました陸上自衛隊からの雨水のことですけれども、外周道路の排水路ですね、それが陸上自衛隊の東門、通常は使用しておりませんが、あそこはもともと排水路、土管とか何もいけていなくて、排水路はずっとあったんです。そして、東門のところには、下津毛住宅の上水道の井戸が掘ってありました。水道の水ということで供給をしていたんです。今は上水道が完備して、もちろん必要ないんですけれども、あそこは埋まっている状態なんで、その辺も含めて、今度の振興委員会で検討していきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。この項目については、振興常任委員会がいずれ開催されますので、そのときに詳しく検討していきたいと思っております。

以上です。次に進んでください。

### ○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

町民センターホールの使用について、要旨、平成28年3月19日、中学校吹奏楽部、ホール使用時のトラブルの対応はということで、執行部の答弁を求めます。

### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

3番田中議員の質問事項4、町民センターホールの使用について、要旨1、平成28年3月19日、中学校吹奏楽部、ホール使用時のトラブルの対応はという御質問にお答えをいたします。

原因は、学校行事の取り扱いについて、教育委員会事務局内部で判断を誤ったことにあります。中学校へおわびし、御理解をいただきました。本件を受け、平成28年4月の定例教育委員会において、中学校吹奏楽部の活動については、上峰町公民館の設置及び管理に関する条例第6条第1項第1号により、町が主催し、または共催する行事などに該当するものと再度確認をいたしました。よって、中学校吹奏楽部の使用は、学校行事と同様の取り扱いを行い、使用料についても徴収しないこと、発表会はもとより、練習においても各部屋の使用料、附属設備使用料、冷暖房の使用料、いずれも徴収しないことといたしました。

今後は、町民センター使用受け付け時において、使用内容、進行スケジュールについて確認を徹底するなど、教育委員会事務局内部での連携を密にし、町民センターの利用促進に努めてまいりたいと思います。

以上です。

### ○3番（田中静雄君）

この吹奏楽部のホールの使用について、どういうことがあったかというのは省略をいたします。今、上峰中の吹奏楽部、三十五、六名おられると思いますけれども、町民センターのホールでの練習というのは、勉強のために実際には行われております。1年に1回、文化ホールでの吹奏楽部の大会がありますけれども、それに昨年、一昨年と続いて銀賞をいただいております。それまでは銀賞はとったことないんですね。皆、銅賞なんです。それで、今度は金賞をとらないかんということで、先生方を含めて、生徒たちも一生懸命頑張っております。

その成績向上のために、町民センターの大ホールを借りて、子供たちが自信をつけるために、勉強のためにやられております。そのスプリングコンサート、ソロコンテスト、2回ほどありますけれども、その音楽に精通した先生方を呼んで、そして講評をいただいて、ソロコンテストなんかは特に個人個人で直していかなければならないところ、これから頑張ってもらわなきゃいけないところ、そういうところを指摘して、その指摘されたことに対して、生徒たちは部活で一生懸命練習をしておるんです。あくまでもこれは勉強のため、自信をつけるためにやられております。

そこで、3月21日にスプリングコンサートは開かれました。その前の2日間は練習ということでありましたけれども、その初日の日にいろんな、先ほども事務局長から言われましたけれども、教育委員会の内部の問題でということがありました。どういうことが問題にあったかというのは差し控えますけれども、これからそういうことが起こらないようにするために、今、述べられましたけれども、町長の所信表明でもありましたけれども、町民センターホールの使用申請書、これが6カ月前だったのが、1年前から申請できるように変更することでありましたけれども、これで教育委員会内部でのトラブルが解消すると思われませんか。どうかひとつ、お伺いをいたします。

### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今回、取り扱いの中で町民センターの予約について、6カ月前に予約としておったのを、1年前から予約できるというふうにいたしました。この件につきましては、今まで、先の予約、重複して1年前からもう計画しているにもかかわらず、町民センターが予約できないという、文化団体様のトラブル等について対応したところです。1年前から計画をもとに申請いただくことによって、その申請団体の皆様のスムーズな運営に寄与できるというふうを考えております。

以上です。

### ○教育長（矢動丸壽之君）

皆様こんにちは。ただいまの事務局長の説明に少し補足をいたしますと、教育委員会と事務局との間での連携の不徹底ということがありました。どういうところがということでしたので、それをちょっと補足いたしますと、部活動、19、20日、部活動という感じ、それを学校行事ですよというふうにしましたものですから、その辺のところでの食い違い。これを4月の定例教育委員会においてきちっと、これはもう認めて、再認識、確認をしたところでございますので、そういう不徹底がありましたので補足をしておきます。

以上です。

### ○3番（田中静雄君）

6カ月前から申請を受け付けるのを、12カ月前から受け付けということは、全ての利用される方が12カ月前から申請されるとは限らないと思っています。だけど、期間を延長したことによって、教育委員会の内部での連絡の不徹底がある程度は図られると思いますけれども、みんながみんな、1年前からするわけじゃないと思います。だから、ある程度は効果があるものと私は期待しております。

それよりも、このトラブルの内容というのは、連絡が不徹底もさることながら、教育委員会の全部とは言いませんけれども、利用者に対しての対応のまずさがあったんじゃないかと自分では思っております。その対応のまずさを防ぐためには、その教育委員会で対応された方、ほかにも何人おられるか知りませんが、そういう人たちの教育、指導徹底というのは、誰が指導するんですか。誰が注意するのか、私は教育長だろうと思いますけれども、いかがでしょうか。

### ○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの田中議員のお尋ねにお答えいたします。

12カ月に変えたということもさることながら、もう1つつけ加えますと、結局、連絡、調整が十分できていなかったということも、私どもは教育委員会では反省をしたわけでございまして、ホール受け付けのときに進行のスケジュールなどをきちっと出しておいておく。そしてまた、連携をとりながら、そして、さらに2週間前になりますと、音響、照明関係と

の打ち合わせもきちっとしておかなきゃいけないということで、そういうふうにして、きちっと相互間、利用していただくお客様と事務局と教育委員会、皆そこで情報を共有して、きちっと対応する、こういうことが非常に大事ではないかということで、その対応をさせていただいておるわけでございまして、教育委員会といたしましては、そういう連携をきちっとやっていくということで、指導も、担当の事務局の職員全てにおいて、きちっと指導できるというふうに思っております。

以上でございます。

### ○3番（田中静雄君）

この項目については、差しさわりのある方がおられますので、余り中身の小さいところまでは質問はいたしませんけれども、教育委員会の職員の方々に教育、指導徹底すると、もちろん課長さんたちも、それから、教育長みずから指導を徹底してもらって、こういうことが二度と起こらないように、本当にこういうことが起こったということで、この憤りは誰にぶつけたらいいんだろうかという声さえ出てきておりますので、こういうことは御法度でございます。絶対にないように、これから腰を入れて、利用される方々の対応を図ってほしいと思います。

これ以上の追及は、私はいたしません。以上で終わります。

### ○教育長（矢動丸壽之君）

再度になりますけれども、教育委員会といたしましては、皆様に利用しやすい町民センターの運営を心がけていきますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

### ○議長（碓 勝征君）

田中議員の一般質問は終わりました。

次に進みます。

1番向井議員の質問をお願いいたします。

### ○1番（向井 正君）

皆さんこんにちは。1番向井正です。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

初めに、4月14日、16日に発生しました熊本大地震におきまして、亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

最初に災害対策についてでございますが、今回の熊本地震におきまして、上峰町も震度5強という強い揺れに見舞われ、改めて地震がいつどこで起きかわからないということを強く感じた次第でございます。県内には、佐賀平野北縁断層帯など、町に大きな被害を及ぼし

そんな断層が何本か走っておりまして、また、日本列島が地震の活動期に入っているとも言われております。

そこで1点目に、上峰町の地震に対するリスクマネジメントについてお伺いいたします。

2点目に、要望書も提出されているかと思いますが、屋形原地区にございます耕地整理ため池の護岸補修についてお伺いいたします。

2つ目に、空き家対策についてでございますが、1点目に、やはり空き家対策を進めていく上で、条例整備の必要があるのではないかと思いますので、お考えをお伺いいたします。

2点目に、現在の空き家状況の把握ということで、データベース作成を進められておりますが、その進捗についてお伺いいたします。

3つ目に、鎮西山の環境整備についてでございますが、4月の桜の時期にはイベント等を催されたり、下からのスポットライトも当てられ、私もライトアップ期間中伺ったのですが、大勢の方が夜桜を楽しんでおられました。また、元キャンプ場、広場一帯も除草等がされ、大変すっきり整備されていたのですが、この状態が持続できればと思い、1点目に除草などの環境美化についてお伺いいたします。

最後に、放置されたままになっております鎮西山の頂上にございますトイレ改修についてのお考えをお伺いしたいと思います。

以上、3項目について質問したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○議長（碓 勝征君）

向井議員の質問でございます。

災害対策について、1つ目に地震に対するリスクマネジメントについてということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、向井正議員の災害対策についての中の1番目、地震に対するリスクマネジメントについて答弁申し上げます。

リスクマネジメントの定義ですけれども、危機的状況が発生する前にこれらの損害の可能性をいかに減らすか、コントロールするかを検討し、実行することとなっております。

本町におきます地震に対するリスクマネジメントにつきましては、平成20年に策定いたしました上峰町耐震改修促進計画がこれに当たるかと思っております。

これにつきましては、平成19年度より平成27年度までの9年間を計画期間といたしまして、上峰町地域防災計画における震災対策に係る基本的な方針に基づき定めるものであり、佐賀県耐震改修促進計画並びに諸施策等と連携をさせながら、推進を図るものでございます。

内容といたしましては、いつ、どこで発生するか予測が困難な大規模地震による建築物倒壊等物的被害、人的被害等を未然に防止するため、本町における既存建築物の耐震改修を促進するための具体的施策と実施計画を定めたものでございます。



この間、施策といたしましては、小学校及び中学校の耐震改修を終わらせております。  
以上でございます。

**○1番（向井 正君）**

ありがとうございます。今、リスクマネジメントについて御説明いただきました。

地震というのは、台風とか、また大雨などと違い、いつどこで起きるかも全く予想がつかず、予兆もなく発生して、震源地を中心に広い範囲に大きな災害をもたらします。

今回の熊本地震により、上峰町も今回震度5強という強い揺れを観測し、深夜にもかかわらず消防団の方々、また職員の皆様駆けつけて、おたっしや館を自主避難所として開設され、避難された皆様の対応に当たられたとのことで大変御苦労さまでございました。

このような緊急事態の際の初期対応が被害軽減には最も必要かと思えます。また、今回の地震により、熊本県内では4カ所の自治体の庁舎が使用不能となり、その後の災害対応にも大きな支障を来しているのですが、先ほど課長のほうからも答弁いただきましたけど、私が心配しているのは、上峰町の災害時の対応の中核となりますこの庁舎、あと避難所となります学校とか公共施設等の耐震性、それから今回の地震での上峰町内での被害はどうであったのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

**○総務課長（江崎文男君）**

まず、避難場所の関係なんですけれども、本町におきましての避難場所につきましては、12カ所ほどございまして、それに対応する耐震につきましては、この役場については耐震基準に達しております。

この耐震改修につきましては、昭和56年度以前に対してが施設的には耐震計画をするということになっておりますので、本町におきまして、その公共施設についての昭和56年度以前につきましては、勤労者福祉センター、武道館、多目的集会施設等が先ほど言いました昭和56年以前の建物でございます。そういったところにつきましては、地震に対しての避難場所からは避けておるところでございます。

それと、熊本地震につきまして、本町においての被害的なものにつきましては、庁舎については今、改修をやっていますけれども、天井関係が幾らか地震の被害を受けたということで、今、土曜日ごとに天井の修復工事をしているところでございます。

それと、一部ふるさと学館のところでは被害があったということで、今回の補正予算の中で予算化をしているところです。

一般的な家庭につきましては、総務課のほうに1件ほど被災の証明を取りに来られた方がおられます。ほかにつきましては、熊本地震に対しての被害の報告はあっておりません。

以上でございます。

**○1番（向井 正君）**

公共施設等にも古い建物でございますので、再度耐震診断などをされ、補強の必要のある箇

所につきましては、速やかな補強対策をお願いしたいと思います。

それから、上峰町には地域防災計画の先ほど課長申されたとおり、震災対策というものがございまして、震度の強度により3段階の対応マニュアルも示されておりますが、今まで地震の少ない地域ということで、こういった大地震に対する意識もかなり薄かったような気がいたします。今回の熊本地震を教訓として、もう一度地震対応マニュアルをもとに、学校での避難訓練、また職場での訓練、それから町民全体で緊急事態での対応に対する意識の向上を図っていくべきかと思うのですが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

**○総務課長（江崎文男君）**

ただいまの向井議員の質問でございますけれども、向井議員のほうからもおっしゃられたとおり、上峰町につきましては、先ほど御説明をいたしました20年に策定いたしました耐震改修促進計画書、それと先ほど議員からも申し上げられました上峰町の地域防災計画がございまして。

その中身的な見直しですけれども、これにつきましても先ほど吉田議員の質問の中に私がちょっと言ったんですけれども、どちらも今までは川久保断層のもとにできた計画でございます。そういう中で、先ほど議員からも名前が出ました佐賀平野北縁断層帯、これは佐賀県のほうで新たに川久保断層帯にかわる断層帯として調査が終わったばかりでございます。よって、その川久保断層帯から佐賀平野北縁断層帯に見直しが変わっておりますので、これに合わせながら本町の計画書も見直しをしていかねばならないと思っておりますのでございます。

以上です。

**○1番（向井 正君）**

先ほど避難訓練ということでちょっと申し上げたんですが、現在まで学校には児童・生徒あわせて1,000人の子供たちがいるんですが、学校でのそういった緊急時の地震の対応訓練とかそういったものは今までなされているのか、それとも今後そういった計画があるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

向井議員の学校での避難訓練ということについてお答えをいたします。

小・中学校ともに年1回をめぐりに避難訓練をしているところでございます。また、重ねて御案内すれば、町民センターのほうで年2回の避難訓練を私ども職員がとり行っております。

以上です。

**○1番（向井 正君）**

子供たちがそういった緊急時にでも慌てないで、冷静に行動できるような日ごろの訓練をぜひお願いしたいと思います。

地震災害というのは、どうしてもとめることはできないと思いますが、被害を軽減するこ

とはできると思いますので、今後地震は起こり得るという考えを前提に、江崎課長にもお願いしたいんですけど、地震ハザードマップの整備とかそういうものも、また広報での啓発活動も進めていただいて、そういったときの体制の整備をお願いしたいと思います。

この項は以上で終わります。

**○議長（碓 勝征君）**

次へ進みます。

農業用ため池（屋形原）の護岸補修について、執行部の答弁を求めます。

**○産業課長（小野清人君）**

向井議員からの農業用ため池（屋形原）の護岸補修についてはという御質問でございます。

先ほど議員の総括質問の中で、耕地整理ため池という名前が出ましたので、耕地整理ため池ということで回答をしたいと思います。

このため池については、4月末に堤、屋形原の区長が来庁されまして、護岸が浸食されているという報告を受けました。その後、私も東部農林事務所、佐賀県土地改良連合会などの関係団体とも協議を行いまして、現在、補助事業を模索しながら検討を行っております。

以上です。

**○1番（向井 正君）**

先日、私も地元の区長さんに案内していただいて現地を見てきたのですが、ため池の南側の土手が浸食で随分えぐられておりまして、このままだと本当に危険だなという思いがいたしました。もし、あのまま浸食が進みますと、決壊とかそういうふうになりますと、すぐ下のほうに県道の川久保線、またその道路を挟んで直売所や民家、マンション等もございますので、人的被害も大変大いに考えられると思います。

また、あのため池は北部の大字堤地区の農業者の皆様にとっても大変重要なため池であって、農業用の大事な水源でもございます。そういった意味でも、早急な対応が必要ではないかと、そういうふうに思うのですが、お考えをもう一度お願いします。

**○産業課長（小野清人君）**

向井議員から早急の対応をとというお言葉でございましたが、先ほども申し上げましたとおりに、補助事業をいただかないと町単独で行うという事業では非常に難しいということを考えております。

この補助事業については、国のヒアリングを受け、採択を受けて実施するというようになりますので、屋形原、堤地区の農業を営まれている方々には御迷惑をかけることになると思いますが、先ほど来、議員がおっしゃるとおり、あのまま水をためますと決壊という大惨事になる可能性もなきにしもあらずでございますので、その辺のところをお酌み取りいただきまして、護岸の決壊という事態に至らないようなことをしていただきたいというふうなことを申し上げております。

事業的なことを申し上げますと、平成29年4月ごろから計画書等を作成いたしまして、国へ申請します。申請した結果、国の採択が受けられれば、次年度平成30年、平成31年ごろからは事業が開始できるのではないかと。これにつきましては、県営の事業となります。町営ではございません。県の事業でございますので、私ども一存ではできませんし、国、県、町、協議しながら、この事業については取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

**○1番（向井 正君）**

現在、土手の一部というのは崩落した感じになっていて、土のを積まれて対処されておりますが、やはり浸食が進みますと大変大きな災害につながる可能性がございますので、全体的に浸食による決壊防止対策をお願いしたいと思います。町長にちょっとこの件についてお考えをお伺いしたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

私もこれ現地に入りまして、補助事業については先ほど担当課長申し上げましたように、平成30年、31年をめどに申請をしていくということになるということで、平成30年、31年までの間の対応については、その場ではいろんな話が出ましたが、まだ私も確認して、その場で確認した内容としてはございましたけれども、産業課と地元の方々との協議が整っているかどうかは定かではございませんので、申し上げることはどうかなと思っておりますが、ため池の水を比較的水位を低くしながら、その間は筑後川のかん排の水を活用するといったことも視野に入れながら協議を進めていかれるものと思います。

電気料等が必要になるということでございますが、その点はちょっと今、協議をされているものと思いますので、その他いろんなこの間の対応として適当なものがあれば、また産業課のほうから伺いながら、皆様方に御披瀝できればというふうに思っております。

以上です。

**○1番（向井 正君）**

地区の区長さん方は皆さん心配なさっておりますので、ぜひ早急に対応のほどをよろしく願いいたします。

以上で、この項は終わります。

**○議長（碓 勝征君）**

次へ進みます。

空き家対策について、1つ、空き家対策条例の整備はということで、執行部の答弁を求めます。

**○住民課長（福島敬彦君）**

皆さんこんにちは。1番向井正議員の御質問にお答えいたします。

質問事項、空き家対策について、要旨、空き家対策の条例整備はという御質問でございます。

現在、本庁といたしましては、平成27年5月26日、空家対策の推進に関する特別措置法の施行を踏まえまして、法に基づく対応を実施しているところで、今後の対策に対応していくことも、この親法に基づいてまず考慮をしていく次第でございます。

しかしながら、佐賀県の他市町の条例の制定状況等を調査しましたところ、県内17市町が空き家等の適正管理に関する条例ということで制定をされている状況も現状でございます。

この条例化につきましては、国が空家対策の推進に関する特別措置法を制定する以前からの条例制定も多く、法律制定後に特措法を主軸といたしました条例の改正等も多く行われているところも事実でございます。市町独自の空き家対策に関する関連環境整備、あるいは安全対策、または衛生面、防災面等の対応を住民ニーズに応える条例として制定することも考慮をしていくべきであると考えてもおります。

このようなことを鑑みますと、今後、懸念される空き家——特定空き家を含みますが——の増加、空き家の形態の多様化を見据えまして、本庁といたしましてもよりきめ細かに推進できますよう条例の制定に向け、本庁関係部局、あるいは佐賀県担当課等の指導、助言、さらには鳥栖市、基山町、みやき町、吉野ヶ里町で今、合同で実施をしております任意の勉強会でございますが、そういった勉強会での協議内容を注視しつつ、条例制定に向けましても前進に向け、検討をしてみたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

#### ○1番（向井 正君）

条例整備につきましては、昨年、中身の調査中ということも伺っておりました。

上峰町の空き家率というのは全国の空き家率13.5%からすれば低いと申しましても、平成24年の調査以来50件もふえ、現在101件と2倍になっておるわけでございます。

管理されていないという空き家は、やっぱりいろんな面で地域に悪影響を及ぼしかねませんので、御存じのとおり、今、福島課長がおっしゃったように、今年の5月26日に空家に関する特別措置法、これが全面施行されたわけでございますが、今後、空き家対策を進めていかれる上で、この親法といいますか、この同法の範囲内で条例整備を整えて、細部にわたる施行規則をやっぱり定めていく必要があるのではないかと思います。もう一度答弁をお願いいたします。

#### ○住民課長（福島敬彦君）

議員おっしゃられますとおり、今、空き家に対する特別措置法という法が親法として主軸になっております。

当然、私ども親法によりまして、特別措置法に基づきまして対策を講じていくわけではございますが、しかしながら、町民の方のいろんなニーズとかお声とかを聞きましたら、当然にして空き家に対することだけではなくて、その空き家があるところの管理面、それから樹木等の激しい繁茂に対する衛生面であるとか、いろいろそういった御意見も頂戴するところ

でございます。

そういった中身に関しましては、特措法に基づきましたら、まずはやはり家があるというのが第一条件になっております。そういった家があった周りの環境という衛生面であるとか、防犯面であるとか、そういった面の対応をどうしていくかということがまずは主軸になっております。

そんな中で、上峰町といたしまして、今後、関係部局のほうとも協議をいたしまして、そして当然にして空き家等というような形でもつくっている市町もございまして、その中におきまして、例えば宅地における樹木の繁茂類への対処法とか、そういった独自の条項を入れ込むということも今後、協議をしていってみたいと、勉強をしていってみたいというふうに考えております。

そういった中で、今後、特措法を主軸にはいたしますけど、上峰町独自の条例という形はつくれないかと、いい条例がつかれないかというのをぜひ御検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○1番（向井 正君）

ぜひその独自の条例をちゃんと考えていただいて、細かいところまで管理が行き届くようにしていただきたいと思えます。

多分、神崎市さんと玄海町さんだけが条例制定がないと思うんですが、それにしても改修費とかそういった助成で、それから空き地・空き家バンクなどの設置等でそれぞれの対応をとられております。そういった面でも、ちょっと上峰町は他市町より空き家対策の対応が少しおこなっているのかなという気がいたします。今年度中に協議会の立ち上げとか計画書の策定等も伺っておりますが、本来ならやはり空き家対策の基本条例を定めた上、協議会での計画書の策定などを進めていかれるべきだと思うんですが、今考えてある条例も、やっぱり年度内ぐらいに考えられないのか、その辺をお伺いいたします。

#### ○住民課長（福島敬彦君）

議員の御質問でございます年度内の条例制定等はいかがでしょうかという御質問でございます。

次の御質疑の中にデータベースということがございます。ちょっと関連したところもございますが、先ほどから何回も申し上げまして申しわけございませんが、主軸といたしましては特措法、やはりこれが主になると思えます。その中で、空き家対策をするがゆえには、先ほど議員言われましたとおり、協議会の設置、計画策定というふうな、それからまた別方面で申しましたら、空き家バンクの制度の要綱整備であるとか、そういったところまで踏み込んだところで協議をしていきたいというふうに考えております。

ぜひ私も住民課といたしましても、スピード感を持ちながら、できるところはできる、それとどうしても相手が私的固有財産でございます。そういったところに、私的固有財産に

なかなか踏み込めない面というのもございますので、そういった面の法律面での精査を私ども行政が入れるところまでの精査等も必要になってくると思いますので、そのところをよく勉強をしながら、年度内になるべく整備を行っていきたいというふうに考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

**○1番（向井 正君）**

やっぱり空き家対策を進めていく上で、細部にわたるそういった施行規則を条例化しておかないとなかなか前に進めないと思いますので、年度内に課長頑張っていただけるということで、よろしくお願いいたします。

これでこの項は終わります。

**○議長（碓 勝征君）**

次へ進みます。

2番目、データベース作成の進捗はということで、執行部の答弁を求めます。

**○住民課長（福島敬彦君）**

向井議員の御質問でございます。

要旨2になります。データベース作成の進捗はという御質疑でございます。答弁をさせていただきます。

空き家対策についてのデータベースの作成の進捗についての御質問でございます。

3月議会の折、現在101件のデータを付番、あるいはデータ箇所を地図に落とし、写真管理を含め、パソコンデータによるファイル管理を行っていることを報告したところでございます。

現在のデータベースのその後の進捗状況でございますが、現状ではその後の区長様からの情報の提供、または半年をたちましてリフォームされ、入居されたりで、当職員によります私ども空き家について定期的なパトロール等を行っておりまして、担当職員によりますデータの修正を行ったりしておるところでございます。

当然のことに、調査いただきました大切なデータベースなので、今後は有効活用ということがもう必須ということは私ども心得ているところでございます。今後につきましては、現在の情報が概略のものもやはりどうしてもありますので、正確な所有者の特定というのが、もうこれが大事になってくることと思っております。

まずは固定資産税情報等の連携等による所有者の把握、または法務局の登記簿による調査を行う必要があると考えており、そういったところの方面で今、動きをとっているところでございます。

現職員だけでは、なかなか全ての調査ということが困難な点も考慮をされます。つきましては、佐賀県の宅地建物取引業組合、または不動産業組合等々に御協力をいただき、それと相続関連等が所有者調査によって出てくる可能性も十分に示唆されるところでございます。

そういったことも考慮いたしまして、司法書士会等の民間事業者等への委託等も視野に置きまして、より正確なデータの整備に努めていきたいというふうに今後考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

#### ○1番（向井 正君）

このデータベースというのが空き家対策の基礎材料になると思っております。

現在、状態の悪い空き家も含めると101件の空き家を掌握されているとのことですが、この101件の空き家の所有者、または管理者、これもまだわかっていないところがあるのか、何件ぐらいなのかちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○住民課長（福島敬彦君）

議員御質問の件にお答えいたします。

101件中、私ども先ほど来、定期的にと申しましてもしょっちゅうではございませんが、パトロールを行っているところがございますけど、その中に、現に約10件ほど売買の契約、または賃貸借の契約を結ばれているという事実が判明しているところも、これも事実でございます。その反面、やはり今後、空き家がまだふえるという傾向も、これも示唆をされます。

ということで、現在、所有者の把握におきましては、前回、区長様方に御苦勞をさせていただきまして、わかる範囲での所有者、または管理者のお名前をお知らせいただきたいということで、今、データベースに入っている分につきましては、その分が主でございます。

それと、今から先は当然にしまして、税情報との連携ができるという特措法の中にございますので、そういったことの連携作業ということを視野に置いております。とにかく正確なデータ、正確な所有者把握、これがまず第一ではないかと考えます。データの削除、またはデータの増減の管理、そういったことにつきましても、そういった情報の提供を細やかに移行していかないと、なかなか正確なデータがつかめないのではないかとというふうに考えておりますので、ぜひ不動産業界とか宅地建物取引業界とかとの連携を結びまして、そして今後対策に講じていきたいというふうに考えておるところでございます。

件数につきましては、現在のところは今から税務課とか法務局等への調査依頼を出す準備をしているところがございますので、そういったところで把握をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

#### ○1番（向井 正君）

3月の質問の折にもこの空き家対策について質問させていただいたんですが、その折にデータベースの作成をこれから始めていくと伺っておりましたが、こういった所有者の特定できない空き家に関しましては、固定資産税の課税情報等、やはり税務課さんとの密な連携等をとっていただいて、ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、空き家個別のそういった外観、または写真、また構造、それから現在の維持管



理の有無、そういった等も調査内容かと思っておりますが、もう1つ所有者の意向調査というのも大変重要になってくると思いますので、そういった所有者の方との連絡等が可能なようでしたら、そういった意向等もデータベース上に取り込んでいかれたら、今後の空き家バンクにもつながっていくと思いますので、同様に進めていかれるべきかと思うのですが、その辺のお考えもちょっとお伺いしたいと思います。

**○住民課長（福島敬彦君）**

どうもありがとうございます。

議員おっしゃるとおりでございます。データベース、せっかく整備をしまして、本人さんの特定までで終わってしまえばそこまでになってしまうという可能性が当然ございますので、当然、時間は少しかかることかと思えますけど、所有者の特定と同時に意向調査というところに、当然、ここは相手のほうは固有の私有物であるという、財産であるということをもまず念頭に私ども置きまして、そして本人様への意向調査をぜひ同時にやっていきたいと。そして、先ほどから申されましたように、空き家バンクの制度をこちらのほうへ移行ができる体制もその中で、協議会とかそういった中での話を進めながら、バンク制度への移行の意向調査の結果を踏まえた移行を今後はとり進めていきたいというふうに、同時進行になってまいります。そういうふうな考えで進めていければというふうに考えておりますので、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

**○1番（向井 正君）**

このデータベースが基礎材料になると思いますので、しっかり進めていただきたいと思えます。

今後、定住対策、あるいは民間の力も活用した移住者用の住宅、または福祉施設とか農家レストランなど、いろんな利活用の方法はあると考えられますので、データベース化をスピーディーに進めていただくようお願いして、この項は終わります。

**○議長（碓 勝征君）**

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

2時35分まで休憩いたします。休憩。

午後2時23分 休憩

午後2時35分 再開

**○議長（碓 勝征君）**

再開いたします。

向井議員の質問でございます。

鎮西山の環境整備についてということで、1つ目の除草などの環境美化はという質問です。執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

私からは質問事項の3番目、鎮西山の環境整備についての中で、まず1番目の除草などの環境美化はにつきまして、答弁をしたいと思います。

鎮西山の環境整備につきましては、従前より樹木の剪定や車道及び遊歩道の除草等につきまして、業者への委託により実施をしているところでございます。

しかしながら、近年は予算の制約などから、整備が十分に行き届かない部分もございまして、特に木にカズラが巻きついているですとか、倒木や枯れ枝がある、また側溝に落ち葉が堆積しているなどの報告が地元の地区からも来ております。

こうしたことから、昨年、地元地区と御相談をいたしまして、今年度より定期的な見回りを含めた環境美化業務を地元のグループに業務委託としてお願いをしております。

また今年度は、県の治山事業の担当者と打ち合わせを行って、通行の支障となったり、景観を損ねている箇所をこちらから指定して、樹木の伐採等もお願いをしております。

いずれにしても、鎮西山は県民の憩いの場であり、また貴重な観光資源でもございますので、地元地区、管理受託業者、また県営治山事業の担当者等々との連携を密にしながら、限られた予算の中で整備箇所の優先順位を考えながら、引き続き環境整備に取り組んでいきたいと思っております。

なお、議員の御質問の中で4月の夜桜ですとか、また元キャンプ場の除草後の風景を取り上げられて、そういったきれいな環境をなるべく維持してほしいということでございました。

私自身も何回か鎮西山のほうに行きまして、特に山頂の風景などを眺めまして、あのようなきれいな環境をなるべく維持していきたいと思っております。

ただ、かなり対象面積も広がりますし、通年でまんべんなく整備をするためには、かなりの費用負担が発生するのかなと思っております。そうなりますと財政的な観点、特に費用対効果あたりも加えてくると思っておりますので、例えばこの点、観光資源として集客効果が期待できるかどうかとか、そういったことも含めて今後、検討をしてみたいというふうに思っております。

私からは以上です。

**○1番（向井 正君）**

ことしに多分、初めからだったと思いますが、元キャンプ場、広場一帯の除草、雑木の伐採をされ、あの一帯、大変すっきりとして、先ほども申しましたけど、桜の時期には大勢の方が広場周辺で弁当を広げられたり、また花見をされたりとかで、五万ヶ池の湖畔の遊歩道を散歩される姿もよく拝見したのですが、今はその遊歩道も雑草で通り抜けることもできないような状態でございます。春先から雑草の伸びも早く、頂上や広場施設周辺など雑草に覆

われますと非常に鬱蒼とした感じになり、景観自体も損ねてまいります。

また、施設周辺にはマムシが出るということで、注意看板も今回立てられており、注意喚起には必要かと思うのですが、何といたしましても鎮西山というのは町のシンボル山でもございますので、皆さんに安全に気持ちよく楽しんでいただくためにも、もう少し頂上とかそういう施設周辺、そういったところの環境美化を図るべきかと思うのですが、その辺のお考えをもう一度お伺いします。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

向井議員の御質問にお答えをいたします。

私自身も確かについ1週間ほど前、現場に行ってまいりまして、五万ヶ池の周辺ですとか山頂付近、かなり雑草が生い茂っております、そこをやっぱりきれいにしておかないといけないなというふうに思ったところです。

除草業務自体は業者に委託をしておりますので、こういった時期にこういったタイミングで除草をしたほうがいいのかどうかとか、その辺も打ち合わせ等とやりながらやっていきたいと思っておりますが、ちょっと繰り返しになりますが、どうしても費用が発生するという事で、その費用は財政的な観点で、やはりコストをかけた分の費用対効果というものも当然問われてくると思いますので、そこは例えば観光を進めていくという観点に、例えばあそこが観光地化して、そこで例えば何らかの収益が上がったりとか、税収が上がったりとか、そうすれば維持管理費用も賄えると思いますので、そういった観点も含めて、今後タウンプロモーション事業等々予定をしておりますので、そういった中でもこのことを議論していきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

#### ○1番（向井 正君）

これは以前にも私申し上げたんですが、あの一帯というのは随分視界が開けておりまして、頂上に向かわれる皆さんにとっても目によく入る場所でございますので、除草等の環境美化、今、室長おっしゃったように、観光推進とか、そういうタウンプロモーションに乗せて、なるべく環境美化を進めていただきたいと思います。

それから、先ほど来お話が出ています、今年度より地区の皆様を中心に、鎮西山の環境保全、美化ということで、鎮西山レンジャーズという団体の皆様に御協力をいただけるということでございますが、そういった主たるところの除草等の御協力等もいただけるのか、その辺はいかがなんでしょう。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

向井議員の御質問にお答えをいたします。

従前より車道であるとか遊歩道の除草ですとか、あるいは樹木の伐採等々につきましては、業者のほうに委託をしているところでございます。

ただ、どうしてもそれだけでは行き届かない部分もございまして、今年度より地元の地区のほうでレンジャーズということで組織をいただきまして、そちらのほうに定期的な見回りを含めた環境美化活動を行っていただいております、地元の区長様からも定期的に今の状況がどうであるとか、逐一御報告をいただいております、本当に地元のほうからも御協力をいただいております、この鎮西山の環境の維持管理のほうをやっているところでございます。

私どもとしましても、引き続き地元の方々とも連携をしながら、この鎮西山の維持管理に努めてまいりたいというように思っております。

私から以上です。

#### ○1番（向井 正君）

地区の皆さん、鎮西山には大変お詳しい方が多いと思いますので、鎮西山の環境美化で御協力いただける範囲内でぜひ御協力していただいて、鎮西山の持続的な環境美化ができるよう対応をお願いして、この項は終わります。

#### ○議長（碓 勝征君）

次に進みます。

要旨2、頂上のトイレ改修についてということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

質問要旨2番目の頂上のトイレ改修についてということでございます。

鎮西山山頂のトイレにつきましては、現在、入り口を閉鎖し、使用ができない状況となっております。このため、歩こう会等のイベントのときは仮設のトイレを設置いたしまして、対応をしているという状況でございます。

この理由としましては、以前に頂上に至る道路に損傷が発生したことから、し尿の収集運搬車両が通行できなくなりまして、このことからトイレを閉鎖したという経緯がございます。

現在、当該道路は復旧をしておりますけれども、一定期間閉鎖をしているため、まずはトイレの現況の確認を行うとともに、改修の可否につきまして、把握が必要というふうに考えております。

ただ、先ほどもちょっと触れましたが、改修については一定の財政負担を伴いますことから、頂上への来訪者数の状況把握ですとか、地元の地区からの意見聴取を行うとともに、今後、鎮西山の観光資源としての位置づけもあわせて検討をしていきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

#### ○1番（向井 正君）

来訪者数等そういったものも勘案してということでございますが、まずは環境美化を進めていかないとお見えになる方もそんなにふえないと思います。まずそれが大事かなと思います。

私、少し前にたまたま鎮西山に行ったときに、頂上で七、八名の女性グループの方がくつろいでおられたのですが、その中のお一人の方が慌てておりていかれるというのを見ました。話によりますと、下の広場のトイレまで行かれたとのことで、頂上から広場までですと、おりて戻ってくるのにやっぱり30分以上はかかります。また、鎮西山には子供さん連れの御家族もよく登られているのを私、拝見するんですが、頂上でゆっくりくつろごうと思っても、やっぱり近くにトイレもないとなかなかゆっくりもできず、やっぱり頂上のトイレの必要性をすごく強く感じるところでございますが、もう1回ちょっと答弁お願いしたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

向井議員の御質問にお答えをいたします。

基本的に公共の施設であるとか公園というのは、大体トイレの整備がなされておりますので、基本的には私はトイレが整備されているにこしたことはないというふうに思っております。

ただ、繰り返しになりますが、どうしても費用が発生しますので、議員がおっしゃったことも踏まえて、財政的な見地もあわせて検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○1番（向井 正君）**

今後、鎮西山ではトレイルラン計画も総合戦略の中に含まれておりまして、地方再生のほうにも含んでいきたいというお話も伺っておりますので、それによってその計画に向けたコース設定も今後進めていきたいとのお話も伺っております。多くの皆さんにやっぱり鎮西山に訪れていただいて、頂上でゆっくりくつろいでいただくためにも、トイレの改修の前向きな対応をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○議長（碓 勝征君）**

次へ進みます。

吉富議員の一般質問でございます。

**○7番（吉富 隆君）**

皆さんこんにちは。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大きく5点ほど提案をさせていただいているところでございます。

今、政府のほうでは、地方創生だという言葉を誰でも耳にする状況下にあるのではないかとこのように思っております。その中で、町として総合戦略というのを立ち上げられております。

3月の定例会においては、その案件について、80%ほど質問をしております。その中で、予算がついているトレーニングファーム創設について質問を第1点目としてさせていただきます。

たいと思っております。

この地方創生というのは、町と町の競争になるだろうというふうに考えております。その中の1点として、トレーニングファーム創設について執行部のお考えをお尋ねするわけですが、予算がついている以上、この進捗というのはどのようになっているのか、お尋ねをさせていただきたいと。

それから、今後の町の考えをお尋ねしたい。

と申し上げますのは、資料を私は要求しておりましたが、計画の書類ということをお願いしておったんだけど、その資料の提出がなかったの、どのようになっているのか心配をしているところがございますので、ひとつよろしくお尋ねをしたいというふうに思っております。

それから、大きく2点目に風水害及び地震対策について御質問をさせていただきたいと。

同僚議員からも、地震対策についてはいろいろと御質問が出ているようでございます。私は方向性を変えて質問させていただきたいというふうに思っております。

この風水害及び地震対策については、細かく2点に分けて質問させていただきます。風水害対策について町の考え方、それから、地震対策について町の考え方、2点に絞って質問をさせていただきます。

その中で、同僚議員の質問の中でも地震対策が出てまいりました。佐賀県のマップについては川久保活断層と、それをもとにマップが作成されている。それに伴いまして、町もこれに沿って町の対策をするということですが、九州で一番大きい活断層はどこにあるかということなんです。これは耳納連山、福岡県の久留米近くです。高良山の付近に大きな活断層が通っているという国のデータが出ております。そういったことも佐賀県だけではなくて、福岡県の耳納連山の活断層との関連も考えた上で上峰町は考えていくべきであろうと思っております、その辺の見解をお尋ねしてまいります。

大きく3点目、給食センターについてでございます。

いろいろな問題が給食センターにはございましたけれども、行政の指導、議員の皆さんの御理解のもとに町で給食センターを開業することができた。非常にいいことではなかろうかというふうに考えております。

その中で、4月1日からの開業でございました。その進捗状況についてお尋ねをいたします。

それから、大きな問題の異物混入対策、これについてもお尋ねをしてみたいと思っております。

それから、4点目、小・中学校の熱中症対策についてお尋ねをさせていただきます。

この問題につきましては、大きな問題が日本で起きております。この問題については、判決も出ております。大きな負担をする命令が出ているところがございますので、この問題に

についても御答弁をしていただきたいというふうに思っております。

それから、5点目に自転車対策保険についてということで提案をしておりますが、この自転車につきましては、軽車両と書いたほうがよかったのではなかろうかと思いますが、自転車は軽車両でございますので、これも大きな判決が出ております。この自転車での事故、軽車両ですから当然そうでございます。そういったことも含めたところで町の考え方というのをお尋ねさせていただきたいというふうに思っております。

早急に明快な回答をお願いしたい。あときょうの議事日程を見ますと、もう1人の方が質問するようになっておりますが、時間も3時でございますので、時間短縮のためにも明快な回答をいただければと思っております。

もう1つだけつけ加えておきますが、私は答弁者の通告に町長、課長というのを通告しておりますが、これは副が抜けておりますので、御理解をいただければと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

#### ○議長（碓 勝征君）

吉富議員の質問でございます。

1つ目に、トレーニングファーム創設について、1つ目に進捗状況についてということで執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

トレーニングファーム創設の進捗状況について、後ほど産業課長のほうからもお答えされると思いますが、まず、トレーニングファームについて、地方版総合戦略の中で考える上で先進農業教育拠点の整備をしていきたいということで、先進地として新しい農業を展開するいろんな事例も出てきているというところから、それも含めたトレーニングファームを検討したいということで考えておった経緯がございます。

どうも最近では、県の事業をベースに1カ所ずつ県内にトレーニングファームを整備していくというような県の計画でございますが、とにかくまず調査をするということで、エントリーして1年目に農業団体をベースに県のほうは考えておられるということで、自治体と農業団体、JAさんとの話し合いが実際うまくいき、東部地区として本町でトレーニングファームをするのが適当かどうかということの協議を行わせていただきたいというふうなこともありまして、エントリーをしております。

これは、地方版総合戦略を始める前からトレーニングファームについては、実は計画というのか、検討をしていた経緯がございました。と同時に、もう1つ、今、加速化交付金の中でトレーニングファームと申しますか、先進農業教育拠点整備の予算をいただいております。これについては、県が考えるトレーニングファームと若干趣旨は違いますが、ドローンの活用を産官学連携で検討している生産法人だとか、また、意欲ある事業者の方々とか、そういう思いを持った町内の方々とかを対象に何らかの拠点整備ができればと思っております。

すので、両にらみで地方版総合戦略の実践に向けて検討しているということをまず申し上げて、JAさんとの県の事業であるトレーニングファームの検討について産業課長から答弁していただきたいと思います。

#### ○産業課長（小野清人君）

進捗状況について吉富議員からの御質問でございます。

前回、12月議会のほうでトレーニングファームについては説明を申し上げておりました。3月中に東部農林事務所、農業改良普及所、JAと意見交換会を開催しまして、トレーニングファームでの指導する作物等について検討を行ったところでございます。

また、今年度につきましても、先ほど申し上げました関係団体と4月に再度指導作物等の協議を実施しております。

また、先ほど町長が言われましたが、県のトレーニングファーム整備推進事業を利用して、この事業の整備に向けた推進活動等を行う検討会議の開催、先進地事例の調査を行い、本町トレーニング事業計画を策定するということになっております。

以上です。

#### ○7番（吉富 隆君）

町長、それから担当課長さんから御説明をいただきましたけれども、3月に私が質問したのと若干内容が変わってきていると僕は思っています。なぜならば、これは予算がついているはず。予算がついているんでしょう。だとしたら、計画があつてしかるべきじゃないですか。——と僕は思っています。

あのね、町単でやるのは難しいなというふうに思います。だから、補助事業にのせて、こういったトレーニングファームにいち早く手を挙げたところは上峰町ですから、ぜひとも御努力をいただいて、これは成功させていただきたい。

総合戦略の中を見ますと、農業の関連が70%、80%近いんですよ。私にとってはうれしい悲鳴です。だからこそ、私はほかのとも質問したかったんですが、トレーニングファームについてはいち早く予算化をされておりますので、その件の進捗状況が知りたかったんですね。今の答弁を聞きますと、今後、いろいろな事業展開をしながらやっていくというようなことですが、それはおかしいんじゃないかと僕は思うので、進捗状況を質問するように考えたところでございますので、御理解をいただきたい。大変難しい問題とはいえ、佐賀県で一番初めに手を挙げたのは上峰町ですから、そうでしょう。地方創生の前ですもんね、町長が言いよったとは。

だから、そういった補助事業にのせて、進捗状況をお尋ねするわけですが、今後の対策については町としてどうやっていくのか。もう2番目に——議長、済ませんが、関連でございますのでさせていただきますので、町の考え方、資料を求めたけれども、資料がないというのはおかしい。そうでしょう。なからんばいかんとですよ、幾らかの予算をつけたら。



僕は、考え方が間違っているかどうかわかりませんが、物事をやろうとするときに金がかかる。この財源、どうするのと。財源があって物をする。そして提案という形になるだろうと僕は認識しています。そういった観点からしますと、予算が3月議会ですべて決まっていますよね。だから、そういったことの町の考え方を、それはとやかく言う気はないですよ。方向変換というのはあり得ることですから、そういった考え方をお尋ねさせていただきたいと。

#### ○町長（武廣勇平君）

吉富議員の御指摘はごもっともだと思います。

ここに計画資料がないということで、何か変節したような印象を与えているようですが、県のトレーニングファームについては、うちは2回目に手を挙げた団体だと思えますけれども、その他、ほかにも今は手を挙げておられる自治体が県内にあられるかもしれませんが、基本的にはそのトレーニングファーム整備事業の資料を提出すればよかったんじゃないかなというふうに思いますので、後ほど産業課に確認しますけれども、県のトレーニングファーム事業は、今年度の予算はちょっと総額幾らか記憶していませんけれども、少額予算で、調査をするような研修に行ったり、そういう予算がついておったと思います。

すなわち、県は農業団体を前提にこの事業を展開していただきたいという旨を私もまち・ひと・しごと創生室長から聞いたことがありますので、JAさん等を念頭に当たっていかれるんだろうなというふうに思いますので、逆にその調査の期間に相手方との協議、この地域、エリアにおいてトレーニングファームはどこに配置されるべきかというところを、要望は要望としていろいろ集めながら決定していただきたいということで、全体の計画を県のほうで考えられているものと思います。

よって、その協議の結果がわからなければ、事業計画として、また地域再生計画として私どもも上げることはできないというふうに思うわけですが、ことし1年はその調査をする期間という位置づけでございました。

ただし、先ほど申しましたように加速化交付金がございます、ICTを活用した農業というものに挑戦している町内で営農活動を行っていただいている団体もございますので、そうした方々、また意欲ある町内の方々、あるいはまた、農業団体等に募集をかけながら、この加速化交付金内で行う予定であります教育拠点整備事業、これも行っていきたいと。

総合戦略に書いておるトレーニングファームには、両方、両にらみをしながら実践に向けて努力していきたいという思いで書かせていただいております。

当初予算の審議の中では、私、トレーニングファームについての言及をしておりませんが、全体の方向性というのがいまいち吉富議員にも伝わっていなかったのかもしれませんが、そのような思いでございまして、要は新規就農者が研修、教育できるそういう拠点の整備に向けて何らかの手だてをしていながら、本当は農業で身を立てたいと思っておられる方がいらっしゃるといことも聞いておりまして、内発的に町内から新規就農者を応援するとい

う手だてに加えて、外から、またあるいは若い人たちが就農に向かっていたくための場づくりに向けて努力していきたいというふうに思っております。

#### ○産業課長（小野清人君）

先ほど来申し上げております今年度の進捗状況ということでございますが、先ほど私が県の事業名を申し上げました。県のトレーニングファーム整備推進事業ということで申し上げております。

この事業は何をするものかと申し上げますと、トレーニングファームの整備に向けた推進活動等を行う事業とすると。まず、検討会議の開催なり、先進事例調査の実施、その他必要な活動ということになっております。

先ほど来、町長のほうが申し上げました歳入につきましては、3月定例議会のほうで歳入歳出とも予算を組んでおります。歳入は175千円でございます。それを利用したところで、先進地視察なり検討会議を開催するというのを、この事業実施期間としては2年ほどで行うということになっております。

それを行った結果として、先ほど申し上げました指導作物等を決定したところで、今度はトレーニングファーム運営整備事業という補助がありますので、それで研修生の募集なり、指導者の設置とか、トレーニングファームの整備事業とか、そういうものを行うということになっておりますので、2段階で実施をしていくというふうなことになっております。

以上です。

#### ○7番（吉富 隆君）

町長さん、それから担当課長さんから詳しく説明をいただきました。予算は170千円ついていたのを僕は知っていました。そういう中での質問でございますので、御理解いただければと思っております。

ただ、このトレーニングファーム創設については、町の農業団体は早くやってくれよという要望がございます。なぜならば、総務課長が産業課長の時代でございましたが、農業の今後の対策として法人化というようなことも推進をされてきました。国の奨励ですからやらざるを得ない部分がございますが、農業団体は大変なんですよ、これをやらないと。補助金はおりませんから、今。おりませんよ。そういったことも勘案してのこのトレーニングファームなんです、僕が質問しているのは。町として本当に早急に御努力をいただきたいというのは、よその町も一緒なんです。よその町が対策を早くやって、県なり国に申請する。上峰を一番初めにしてくださいよというのが農業団体の要望でもございます。これは執行部の方、御理解をいただければと思っております。

そういう観点から具体的な資料を求めたところでございますが、何せ出てこなかったもので心配をしておりました。

だから、引き続き産業課長は、この法人化に向けての考え方も今後は個人的に聞きたいと

思っています、きょうは聞きませんから。そういった考え方を持っておられます。本当に補助金がおきませんので、法人化は待たないんですよ。そういう対策をしているところについては補助金を出しましょうというようなことも国の政策でありますと同時に、町と町の競争と僕が申し上げたのは、町の計画をきちっとした形で出せば、石破大臣やったですか、佐賀に来られたときに、国がきちっとした形でやれば幾らでも金を出しますよとはっきり言われた。

ところが、いろいろと話を聞くと、その中で40%というんですよ。60%通りませんよという話をされた経緯は、去年でした。だから、いち早く町の計画を立てていただいて、トレーニングファームの創設について御努力方をお願いしたい。

上峰町は農業の町ですもんね。それをやることによって、いろいろな反映ができるだろうと。これをするによって、道の駅だっけつくりやすくなるはずなんですよ。だから、そういったことも考えておりますので、いま一度、町長さんの今後の考え方を、今後どうやっていきますよと。課長は2年と申し上げておりますが、1年でもやり遂げる意欲がないと2年は3年かかるので、そこら辺の考え方をお尋ねさせていただきたいと。そして、この項は終わらせていただきますので。

#### ○町長（武廣勇平君）

早く実施できるような体制づくりをまず行いながら、まち・ひと・しごと創生室とこの辺をしっかりと考えていくことと並行して、県の事業の、これは地方版総合戦略の中に記載しております県営の事業を活用して行っていきたいと思っておりますけれども、先ほど私は誤りを申しました。1年と言いましたけれども、今、小野課長の話だと2年間で調査し、運営整備事業を2段階実施するかどうか、節目があるということで理解したところでございますけれども、その点については、この計画に沿ってやっていかざるを得ないものとは理解しております。

#### ○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

風水害及び地震対策について、要旨1、風水害対策についてということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、吉富議員さんの風水害及び地震対策についての中の1番目、風水害対策について答弁申し上げます。

上峰町地域防災計画により説明を申し上げます。

災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進といたしまして、情報収集・連絡及び応急体制の整備、防災活動体制の整備、広域防災体制の強化、災害の拡大防止と二次災害の防止活動、救助、医療、救急活動体制の整備、緊急輸送活動、避難収容活動、避難行動

要支援者対策、帰宅困難者への対策、食料・飲料水及び生活必需品等の調達を行っていきます。

また、風水害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際、役割、責任等の明確化について努めてまいります。

夜間、休日の場合において対応できる非常参集体制整備を図っておきます。内容につきましては、1時間以内参集可能職員の確保、24時間体制の推進、連絡手段の整備、風水害時の職員の役割の徹底等、初動の体制づくりを今後とも行っていく所存でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○7番（吉富 隆君）

ただいま課長からマニュアルどおりの答弁をいただきました。ありがとうございます。

私がなぜこれを出したかという、今までの議会の中で、地球規模で気象条件が変わってきているのは事実ですね。集中豪雨、爆弾ゲリラという言葉まで出てきた経緯がございます。と同時に、去年はそういった風水害についての避難というのはそうなかった。電柱が倒れたぐらいの被害はあったんですけども、あれは支柱を工事で外した関係で電柱が倒れた経緯がございますが、ことしについては異常なんです。台風は今、幾つできているか知っていますか。少ないでしょう。しかし、尻は合うそうです、数が。そうしますと、連続的に台風が来る可能性があるというふうに私は考えたものですから、本当に風水害対策についてはしっかりと準備をしておっていただきたいと。

去年がなかったからということじゃなくて、ことしはあるかもしれない、大雨が降ると天気予報はいつも言っていますから。本当に今のところ、上峰町では人的災害がないから、何回も議会で言ってきました。危機感がないじゃないのかとか、言ってまいりました。しかし、本当にこの問題については、対策はやりやすいほうだろうと思っております。

今、すごいレーダー関係がありまして、台風状況、雨の状況というのは日々わかるようになっていきます、正確に。だから、この対策については、今課長が申されたような食料関係、避難場所等々については今までどおりで結構ではなからうかと思いますが、心して考えていただければなと思っております。

2番についてはこれで終わらせていただきますが、本当に口を酸っぱくして言ってやらないと、本当に人的災害があつてからでは遅いんですね。だから、そういうことも踏まえた上で今後対策を練っていただければ幸いかと思っております。

答弁は要りませんので、先に進んでいただきたい。

#### ○議長（碓 勝征君）

2番の地震対策はいいですか。

#### ○7番（吉富 隆君）

いや、後に進んでくださいと。だから、2つに分けていますので、2番の項に移っていた

だきたいと。

○議長（碓 勝征君）

次に進みます。

要旨2、地震対策について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

続きまして、風水害、地震対策についての中の2番目、地震対策について答弁申し上げます。

さきの質疑の中に、耳納連山関係の断層、それと平成25年2月に国の地震調査研究推進本部において九州地方の活断層の長期評価ということで新たに公表されました佐賀平野北縁断層等についての質疑もあったようでございます。

新しく平成25年2月に見つかりました断層につきましては、先ほど質疑の中にありました耳納連山、これも非常に大きい断層でございます。ただ、その比較をすると、ここに資料がございますけれども、佐賀平野北縁断層帯の長さが38キロございます。それに対しまして、耳納連山につきましては26キロと。それと、マグニチュードの予想につきましては、佐賀平野北縁については7.5、耳納連山関係については7.2ということで、そして、一番本町に対して耳納連山の関係と佐賀平野北縁断層の関係の大きな違いは、上峰町内の南部地区にその断層帯があるということでございます。

そういうことで、この地震対策につきましても、今回調査の対象になりました佐賀平野北縁断層帯をある程度——ある程度と申しますか、それがもう基準に今後なっていくかと思えます。

よって、この前からもありました防災マップ等につきましても、洪水だけじゃなくて、地震対応に対する中身的な防災マップを作成いたしまして、先ほどから言われた避難経路の熟知等を住民にいち早く、また正確に伝えるような防災マップづくりもしていきたいと思えます。

また、来年4月から開始になると思えますけれども、防災無線の活動、それもあわせながら、住民への災害時に対する啓蒙活動を行っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ただいま詳しく担当課長が御説明をいただきましたが、今の震度7.5、7.2の問題につきましては、いつのデータか、後でいいから教えてください。

この地震対策については、同僚議員も質問をされております。しかし、僕は答弁不足だと思っております。なぜならば、津波の問題を同僚議員がされていまして。そこに海拔何メートルですよという話が出ました。これね、何年前から議会で言っているね。行政は一回も腰を上げていないんだよ。たまたま同僚議員が経験が少なくて、それを知らなかったかもしれ

ない。これは早くから出ている問題で、腰を上げてくださいよ。そうすることによって町民の意識づけができるんですね。

恐らく大字江迎地区は1メートルないと思うんですよ、海拔。3.5メートル来たら、必ずのみ込まれるというふうに判断せざるを得ない。早急なことでございます。これは予知しないんですよ、1番目の風水害と違って。だからこそ、地域の住民が認識をするような、海拔何メートルですよ、何メートルですよというマップづくりをぜひ今年度にやってくださいよ。担当課長、よかですか。やってくださいよ。お約束できますね。いま一度、課長の意気込みを答弁いただきたい。

#### ○総務課長（江崎文男君）

申しわけありません、私の答弁足らずですね。

先ほどの防災マップに関しては、今年度、予算化もしております。それに向かっては、早く防災マップの作成にかかっていたいと思っております。

また、海拔の表示につきましても、それにあわせながら検討をぜひさせていただきたいと思えます。

#### ○7番（吉富 隆君）

検討じゃなくて、やりますと言ってくださいよ。どうですか。そんな予算かからんでしょう、これは。今、簡単にできるはずなんだよ。やりますと課長、言ってくださいよ。同僚議員も言っているんだから、私一人じゃないですよ。そういう立場にあられるんですよ、皆さんは。そうでしょう。町長がいろいろ言うたってね、くどき落とさなきゃ。それが仕事なんだ、課長さんの。でけんと言って予算つけんと言っても、それは権限は町長にあるよ。やっぱりそこに課長さんと町長の対話が必要になるだろうと思えます。

こういったことも厳しく申し上げておりますが、本当に災害が起きたときに、人的災害があつてからでは遅いから、本当に。熊本のあれだけの災害があつても大震災とは言わないんですよ。国は厳しいですよ。これも、私は東京の友達に電話で聞きました。何で大震災じゃないのって。簡単なんですよ。補助ですよ。補助率が大きく違います。そういうふうな話を聞かされた。いろいろございますよ。

そういったことも含めてでございますが、そういった被害が少しでも少なくなるようなことを町として考えていかなければならない。私たちの佐賀県の近くの熊本に起きたんだから。川久保ですか、断層、それと耳納連山の高良山というようなことも視野に入れながらお考えをしていただければ、これも早急な対策でございますので、いま一度、課長さん、やりますと言ってください、海拔の表示。

#### ○町長（武廣勇平君）

私はでけんとは言っていませんので、江崎総務課長がしっかり総務課内で必要な防災対策について予算化を起案されたら決裁をするつもりでおります。

### ○7番（吉富 隆君）

大変ありがたい町長の判断をいただきましたので、よろしくお願いをしたいと。

これは、町長が条件つけたとわかっているね、担当課は。今の町長の言葉で条件がついていきますよ。総務課長が起案しなきゃ、しないんですから、よかったね。はい、よろしくお願いをしたい。

先に進んでいただきたい。

### ○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

給食センターについて、要旨1、進捗状況について、執行部の答弁を求めます。

### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

7番吉富議員の質問事項3、給食センターについて、要旨1、進捗状況についてという御質問にお答えをいたします。

議員にもおっしゃっていただきましたとおり、皆様の御理解、御協力により4月より自校式として給食を再開させていただきました。この場をおかりしまして、また再度お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、栄養教諭1名と管理栄養士1名を置くことができ、また、民間事業者に調理、配膳等業務を委託し、学校給食を再開いたしました。

5月6日に佐賀県に特定給食施設再開届を提出し、5月13日に鳥栖保健福祉事務所より学校給食施設立入検査を行っていただきました。施設及び衛生管理について、特段の問題は報告されておりません。また、調理業務については、業務責任者1名、業務副責任者1名、調理業務従事者6名、代理調理業務従事者6名が配置されています。

代理調理業務従事者は、1日当たり5.5時間の時間雇用とし、6名がローテーションを組み、常時4名が出勤をいたします。よって、調理業務は基本12名体制で行われます。現在は、雇用されている14名全員が出勤し、現場研修を兼ねて調理業務に当たっております。

さらに、全体を指揮監督する指導者が1名派遣されています。

給食が再開した4月当初は中学校へ出発する時間が10分ほどおくれがちでしたが、現在は時間どおりに提供をしております。試食いただいた保護者や児童・生徒からは、おいしくなったと好評をいただいております。今後とも子供たちが安心して学校給食を食べることができるよう環境の整備に努めてまいりたいと思います。

以上です。

### ○教育長（矢動丸壽之君）

7番吉富議員の進捗状況について、ただいま事務局長からの説明をいたしましたけれども、私のほうからも少し補足をさせていただきます。

まず、本当に議員の皆様方、こういうふうにして4月1日から学校給食ということに取り

組み、そして、生徒・児童に提供できたこと、本当に心から厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

吉富議員から4月1日以降の再開ということのお尋ねがございましたが、4月1日、このところで委託業者と契約を結ばせていただきました。そして、4月7日の日から児童・生徒に給食を始めさせていただきました。そして、その食数につきましては、合計980食ですけど、小学校が650食、中学校が330食、合計980食ということで、今現在動かしていただいております。

従業員等につきましては事務局長が申しましたので、この形で動いているということを補足させていただきます。本当にありがとうございます。

以上です。

#### ○7番（吉富 隆君）

本当にPTAの方も大喜びをされているようでございます。この問題につきましては、町長を初め、教育委員会、議員の皆さんの御理解があっただけのものだと思っております。

この問題につきましては、今のところ、何ら問題がないように、教育長さん、担当課長さんからの御説明がございました。その状況が永久につながっていくような御努力もしていただかねばならない、今後の対策といたしましてですね。それは言う必要もないことだろうと思っておりますが、特に子供たちも喜んでいただいております。

ただ、進捗の中で、これは中学校に問題が若干あります。あっていますよ。と申し上げますのは、小学校のところでつくったものを中学校に配膳を持っていく。あれは学校の先生がまげてやっているもんね。それはどういうことか、僕は理解しませんが、これは問題になっています。しないほうがいいだろうと、PTAの方はそう言っております。いい悪いは別として、そういったことも視野に入れた御指導方をお願いしたいというふうに考えております。

そのことについて、いま一度、教育長さんの考え方、今後の問題についてお尋ねをさせていただきたい。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま吉富議員から中学校のケースについてのお尋ねがございましたけれども、今、上峰の学校給食につきましては、異物混入について慎重な対応をとらせていただいております。

納入業者から納品される場合、それを納品された業者が持ってこられてきて、そして、今度は受け取る調理現場の方、双方で目視確認をしてやっていくと。そして、異物混入を未然に防ごうということで取り組んでおります。

また、調理現場でもそれぞれの調理担当の人たちがきちっとした対応をして、目視をして食缶に移し、その食缶に移したものを今度は小学校、中学校に移しますので、その確認を目視確認できちっとさせて、台帳に記録していただいております。



それで、中学校、小学校等につきましても、今度は配膳車で配りましたら、その食缶を担当の配膳員の方がパントリーに持っていきまして、それを今度は先生が確認して教室に持ってきて、そして攪拌をしていただいて、異物混入はないねということを目視確認していただいて、それから児童・生徒につき分けるというふうにして、異物混入を未然に防ごうとしているところでございます。

そういうことをとにかく今現在は異物混入防止のために努力をして、協力をいただいているところでございます。

以上、職員、先生たち、児童・生徒一緒になって、おいしい、楽しい、安全・安心な給食ができるようにということで取り組んでいるところでございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

#### ○7番（吉富 隆君）

教育長さん、2番目の項まで異物混入の話をされたんですが、これはあえて別に質問させていただきます。

給食センターで物ができた、配送者はその14名の中の誰かがやるということでもんね。配膳関係については、誰がやるの、これ。学校の先生なの、この14名の方がやるの。330人の仕分けをやらなきゃいけないんですね。330食に仕分けたのが中学校に届くのか、中学校で仕分けをやっているのか、いま一度お尋ねをします。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員お尋ねの配膳のところを少し御案内いたします。

まず、小学校の給食室の中でクラスごとに、中学校につきましては中学校の1年生から3年生までのクラスごとに食缶に入れます。これがまず配膳をします。そして、中学校に運んでいきます。そして、中学校の配膳室が1階にございます。そこで、コンテナから今度は各クラスごとの配膳車という台車に移しかえます。ここは委託業者にお願いをしているところです。学校の事務についてもお手伝いを、私どもの臨時の事務職員がおりますので、そこに手伝いをさせていただいております。

そして、学校は3階建てでありますので、今度はエレベーターで2階、3階の配膳室というところに台車ごと届けます。そして、一旦そこで保管をします。給食の時間になりますと、子供たち、それから先生が配膳室から教室まで運んで、給食の配食という手順になります。

以上です。

#### ○7番（吉富 隆君）

駆け足で質問しておりますが、あとのことも考えてとっておりましたが、時間が余り過ぎるようでございますので、もう少しゆっくと質問させていただければなと思っております。

流れについては、今、担当課長が説明したとおりでございますが、中学校を僕は見に行きました。きれいですもんね、中学校は。エレベーター関係から置くところまで。だから、そのあとの清掃等々についても業者さんがやるわけ。1階にまず置いて、2階、3階とエレベーターで上げるわけでしょうが。そこに部屋があるわけでしょう。食べ物ですから、1日1回清掃されているのかどうなのか、殺菌状態はどうなのか、そういったことをお尋ねしたいと。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

議員お尋ねの配膳室の清掃につきましては、生徒が行います。また、配膳車の殺菌、アルコール消毒につきましては、先ほど申しました事務の臨時職員のほうで台車のアルコール清掃を行います。

**○7番（吉富 隆君）**

大変安全に安全を重ねていく必要があるだろうというふうに思っております。

なぜこんなことを聞かかという、何で上峰町で給食センターをつくらねばいけなかったかと。これは、言わずともみんな御存じだと思います。これが一番いい。異物混入があったからつくったんですよね。これがないようにということでお尋ねをしているわけでございます。

そこで、もう1点お尋ねをしたいのが、生徒さんがやるのもいいでしょう。ところが、給食室については、検便検査をしていない人間は入れないという答弁があったように記憶をしておりますが、つくるところもそういったところも同じような感覚が必要ではなかろうかなと一瞬思ったものですから、その件についてお尋ねをします。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

検便検査につきましては、委託業者さんはもとより、町の栄養士、それから学校栄養士、そして、配膳を手伝っていただきます事務の臨時の職員まで行っております。子供たちはその清掃をしますが、その後にアルコールで床の除菌を行いますので、子供については検便検査はしていません。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

子供は掃除だけだからいいということで、教育委員会の見解であろうと思っておりますので、これ以上の質問はしませんが、ぜひとも安全で安心な食をお届けいただければなと思っております。

以上で1点目は終わらせていただきます。

先に進んでください。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

異物混入対策について、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

7番吉富議員の質問事項3、給食センターについて、要旨2、異物混入対策についてという御質問にお答えをいたします。

先ほど教育長もこの件について御案内いたしましたので、少し重複することがあるかと思いますが、御容赦願います。

異物混入対策として、納入品の検収時、それから調理室内での対策、配膳時の対策について、それぞれ関係各位と協議し、対策の強化を図りました。

納入業者とは、仕入れ段階からの対策を初め、調理室へ納める者と受け取る者の相互確認を徹底いたしました。

調理室では、異物を持ち込まないための対策として、入荷検品の強化、回送用資材の持ち込みやホチキスの使用禁止、毛髪対策としてブラッシング、粘着ローラー、首まで隠す帽子の着用などを強化するとともに、調理工程ごとに異物確認を行っております。

配膳においても、児童・生徒に配膳する前に食缶の中を入念に確認し、さらにつぎ分けるときも目視確認し、児童・生徒の口に入らないよう対策を強化しております。

さらに、その都度、目視確認した者がサインをする確認表を作成し、異物混入に対するチェック体制の強化と意識の向上を図りました。

5月23日には、佐賀県教育委員会と県内20市町教育委員会の主催による安全・安心な学校給食のための緊急対策研修会が納品納入業者と調理責任者を対象に行われ、上峰町にかかわる全ての業者に参加していただきました。

また、栄養士も5月31日、6月2日に食育推進及び異物混入防止の研修を受け、佐賀県全体で異物混入対策に取り組んでいます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

私のお尋ねは、町の給食センターの異物混入対策をお尋ねしているんですよ。県との連携は、やられるのは御自由でございしますが、配膳のときに担当課長はこういうことをやっています、やっていますと。自分はやっていないんでしょうが。誰がどういうことでやっているか、大事でしょう。あなたがやっているならあなたでいいんだけど、あなたじゃないでしょう。そこら辺の対策をきちっとやっていただければなと思っております。我々はわかりませんから。

それから、給食センターの東側、ここに屋根がございすね。あそこはまだアスベストが残っているんじゃないの。残っていないの。これは僕が目の前で質問しているよ、できる前に。いや、中じゃないよ、外側に。よく見ておってください、あったと思います。工事中に私も見に行きました。そのときはありました。その後、行っていませんのでわかりませんが、

確認をしていただければと思っております。

4月7日から営業開始をされておりますが、今までの間に異物混入はあったのかどうか、なかったのか。うわさはいろいろ聞いておりますので、その辺について教育長にお願いをしたいと。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、誰がやっているのかというところについて御案内をいたします。

まず、食品を受け取る際には、納品業者と調理委託業者が確認をいたします。それから、調理中は調理業者の責任者が確認をします。また、調理中は調理ごとの担当者が確認をいたします。

次に、配膳の受け渡しのときには、調理の業者が給食室から出ていくところで確認をいたします。

最後に、子供たちにつぎ分ける前の配膳ですね。先ほど当初に議員がおっしゃっていただきました中学校でぐるぐるまぜているというところがそこでございますが、食缶の中に異物がないかということについては、学校の担任の先生が最終確認をまたそのところでしていただいております。

次に、給食室の東側の屋根、そこについては、車が入るところのもう一個東側に屋根があります。あそこはかかっておりますが、アスベストではなくて、熱を防止するためのガラス繊維というふうに聞いておるところでございました。

それから、異物混入の事案でございますが、4月8日、4月12日、4月21日の3件について異物混入という事例があります。

まず、4月8日は小学校で青いゴム片、7ミリ掛ける7ミリ掛ける1ミリでございます。こちらについては、小学生の児童の皿の中で発見をされました。このゴム片が、給食室の中ではそういうゴムを使いませんので、事前の食材の中に入っていたものがそのまま除去できずにいったか、後ほど配膳後のところに入ったのか、ここの混入の経路が不明なところで、現在も混入経路については不明ということで処理をしております。

次に、4月12日の小学校で糸ゴム状のもの、輪ゴムの切れ端のようなもので、長さ5ミリの輪ゴム状の糸ゴムの切れ端が小学校6年生のグリーンサラダの中に入っておりました。輪ゴムにつきましては、納入する品にも給食室の中でも輪ゴムというものは使いません。よって、これもまたどこで混入したかというところまでは確定できないということで整理をしております。

最後に4月21日は、羽虫ユスリカですね、体長1ミリのユスリカが中学校1年のコンソメスープに入っておりました。食缶からつぎ分けていたところ、スープのわんの中にその羽虫が入っていたというところで、スープを食べるのを中止しております。こちらにつきましても、羽虫に羽とか足がまだくっついている状態でしたので、煮込んだり調理するときではな

いのかなと。もうちょっと後のほうで入ったのかなというふうに整理をしております。

そして、ここの対策といたしまして、小学校の周りにちょうどこの時期、羽虫、本当に小さい1ミリ程度の羽虫が飛んでおりました。給食室には空気が入るところが、網の目の網戸がついております。この網戸が2ミリ格ぐらいの網戸になっておりますので、そこに不織布といたしまして、レンジフードなんかで油とかを吸い取る布があるんですけど、そういう不織布という目の細かい繊維質のものを網戸の中に挟み込みまして、外から異物、羽虫等が入らないように対策をしたところでございます。

以上、異物混入事案として3件ございました。いずれも保護者の皆様に御案内するとともに、マスコミに報告をしておるところでございます。

以上です。

#### ○7番（吉富 隆君）

今、担当課から4月7日に営業開始をして、明くる日、12日、21日、すごいですね、本当に。出だしにいろいろな問題等々があったかなという感覚でいますが、これ以外にはなかったの。あるでしょう。現実、PTAから出ているよ。何月何日に髪の毛が入っていた。食べる前だから異物混入にならないと、こうやっているんでしょうが。その辺はどうなっているの。課長、あなたじゃなか。教育長、どうですか。食べ物を、町長も議会も努力してつくった給食センターですよ。町長でも立場があるよ。あなたたちがしっかりせんで誰がするね。

議会は3カ月に1回しかない。議員の皆さんはそのときしか言いようがない。個別的に教育委員会に来たら嫌うでしょう。だから、議員の皆さんは遠慮しておる方ばかりなんですよ。あるでしょう、ないとは言い切れないでしょう。どうなんですか。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま7番吉富議員さんの、ほかの異物混入ということでお尋ねでございます。

まず、議員の皆様方に異物ということについての御説明をさせていただきたいと思えます。

異物と申しますのは、生産とか、貯蔵とか、流通、調理の過程で不都合な環境や取り扱いに伴って食品中に侵入または混入した有形外来物というものを指します。形のあるもの。そして、その異物の中にも二通りありまして、危険異物と非危険異物というものがございます。

危険異物と申しますのは、児童・生徒に生命の危険や健康被害を及ぼすと判断されるものでございまして、県のマニュアルと各市町で上げられているのは、金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、あるいは薬物、薬品など、このものが危険異物ということであらわされております。

非常危険異物と申しますのは、児童・生徒に不快な感じは受け取らせてしまいますけれども、健康被害は及ぼさないものということで、例示されておりますのが虫、体毛、ビニール、繊維、スポンジ片など単体で入っている毒性がないものということで表示されております。

そういう危険異物と非危険異物というものがあるということを御理解ください。

それで、異物混入の件で上峰町では何例あったか。先ほど髪の毛の話がございました。これは4月5日でございます、4月7日からの学校給食でありましたので、御説明はしておりませんでした。

それから、4月7日以降に現在までは5例あります。5例ありますけれども、異物混入と判断できるのは、先ほど申しましたけれども、納入業者の納品食材に紛れて調理現場に入ってきてしまったもの、それが調理されたということです。それから、2つ目は調理現場で異物が発生して入ったもの、こういう二通りがあるわけです。だから、その調理現場で入ったもの、異物混入ということになると。

そうしますと、佐賀県で指導を受けましたところ、調理の過程で、不快ではあるが健康被害がない非危険異物が混入しているのを発見し、除去した場合は、学校給食においては異物混入未然防止と判断するというふうに御説明いただきました。

そして、異物混入マニュアルによりますと、異物混入発生時の対応方法としましては、生徒A君からの訴えが出てきて、これが覚知という。その覚知から異物混入というものが始まっていくということの流れ図になっております。

したがって、先ほどの5例のうち2例は、不快であるけど健康に被害がない、危険物を未然に防止したということで、異物混入に当たらないというケースになっております。だから、実際5例ありましたけれども、異物混入として上げて報告したのは3例、事務局長が言ったものでございます。

ただ、この5例につきましては、県の保健体育課にはきちっと報告しております。これは、異物混入ではなく未然防止であるという御判断で御理解いただいているところでございますので、委員の皆様はその旨御報告をさせていただきます。5例中3例が異物混入であると判断しております。

#### ○7番（吉富 隆君）

詳しく教育長から御説明をいただきましたが、質問するからにはそのくらいのデータは僕も持っていますよ。持っています。

じゃ、何のため新しく1億円もかけてつくったの。7日前だからいいとか、体に被害がないからいいとか、そういう問題じゃないでしょう。髪の毛が入ったのは前かもしれません。誰がいたの、そこに。そのとき、何と言っているの。ちゃんと報告は受けていますよ。僕もこれ以上の追及はしませんが、本当に短期間に3件あったということはいかんですよ。

初め、物すごく慎重にやるべきですよ。営業開始の明るる日、8日ですから、そこに立ち会いをあなたたちはしていたの、7日の日は。いないでしょう。いたの。そのくらいの緊張感を持って今後はやっていただきたい。それはほかに仕事があるから、なかなか厳しいものもあるでしょう。教育長、課長ばかりじゃなかじやないですか。そういったことで、緊張感を持って今後給食には当たっていただきたいと思います。

いろいろな情報はあります、まだ。しかし、それを一々取り上げて、あなたたちが困るようなことはしたくもない。しかし、食べ物ですから、これだけはやっぱり安全・安心な食を提供していただくように御努力をお願いし、この項を終わります。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

7番の最後のお言葉で、本当にありがとうございます。私どもは、異物混入が隣町であった。このことから、上峰町では安全・安心な食を児童・生徒に提供していきたいという一心で取り組ませていただきました。

そして、この形で当初から事故を起こしたということは、本当に深く反省していることでございますので、今後こんなことがないように一生懸命取り組んでいくという気持ちをお伝えして、御理解いただければと思います。

以上です。

#### ○議長（碓 勝征君）

次に進みます。

小・中学熱中症対策について、教育長の考えはということで答弁を求めます。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

7番議員の4番、小・中学熱中症対策について、その1番の教育長の考え方はということの御質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

私は、まず最初に、小・中学校の児童・生徒には熱中症にはかからないように、絶対こういう事故を起こさないようにという強い思いを持っているということをお伝えさせていただきますと思います。

それは、一つ理由があるんです。昨年ですけれども、夏休み、キャンプ中に登山をしていたところで参加していた児童・生徒が体調を崩しまして、病院に診せましたところ、お医者さんから熱中症のようだという言葉をもらいました。熱中症ということを私は直接、子供を通じて、そういう状態にかかせたということで、本当に苦い経験をしておるわけです。たしか2時間ほど山を登ったところで、木陰もない草原みたいなところでの状況でしたので、隊列を離れまして、麓まで2人で戻りまして、そして救急車で病院へ行ったということでございました。

幸いにもお医者さんが軽いことでということで、しばらく治療をしていただいて、保護者の方に無事にお渡しすることができて、安心していたところでございました。熱中症も、ああ、よかったという自分自身の気持ちでございました。

ところが、びっくりしたことが起こったんです。5月24日のニュースで、私の熱中症対策を反省させられたんです。大阪地裁で、6年前に中学1年生女子が体育館でのバドミントン部活練習中に熱中症にかかり、脳梗塞による後遺症が残ったことに対して裁判があって、その判決で裁判長は、当時の体育館の気温が35度を超えていた上に温度計もなかった。熱中症

対策として、校長から教諭に水分補給や休憩などの指導はしていたが、スポーツをする際の専門的な指針に従った指導とは言えず、注意義務を怠ったことは明らかということで、部活動中に熱中症にかかって起こった後遺症として、市に約4,100千円の賠償支払いという命令が下ったと。先月のことなんです。

それを聞いて、私も昨年、その児童には朝食は食べてもらっています。ペットボトルは2本持たせております。

○議長（碓 勝征君）

教育長、簡潔に。

○教育長（矢動丸壽之君）

はい。休憩もとらせていました。で、熱中症にかけました。だから、私はこの裁判事例と同じようなことをしてしまっていたんです。だから、これは私は反省して、学校現場においてこういうことがないように、きちんと指導してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、終わります。

○7番（吉富 隆君）

この問題につきましては、教育長申されたとおり、この案件があったから私たちの町においても——屋外、屋内問わず、温度計がついていなかっただけで4,000千円、5,000千円の事例が出ているので、上峰町においても、体育館に温度計のセットぐらいはしておくべきであろうというのが本心でございましたので、教育長、よくよくこの問題を把握してあったようでございますので、今後については対策をきちっとやっていただきたいということで、この項を終わらせていただきます。

○議長（碓 勝征君）

次へ進みます。

自転車対策保険について、町として推進はできないのかについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、自転車対策保険についての中の町としての推進はできないのかということにつきまして答弁申し上げます。

先ほど議員さんの質疑の中でありましたとおり、神戸地裁では、小学校5年生が坂道で60歳代の女性に衝突して重い障害を負わせたケースでは、親に95,000千円の支払いを命じる判決と。また、東京でも自転車側に多額の賠償を命じた例があり、補償が高額化する傾向を受け、年間数千円で最大1億円前後の支払いを受けられる自転車保険が普及し始めていると。また、自転車本体とセットになった商品も売れ行きが伸びているというような情報もございます。

しかしながら、議員申されましたとおり、自転車は道路交通法上、車やバイクと同じ車両



でございます。子供たちについては、家庭や交通法規より先に自転車に乗ることを覚え、また、中学校、高校、大学になってからも車両としての実感はないに等しいと思われております。

また、スマートフォンを見ながら運転したり、交差点で安全確認しないで飛び出したりする行為も目につきます。自転車に乗って死傷した子供の7割が何らかの法令違反をしたという統計もございます。

その割合がほかの年代よりも高いのは、法規や事故の危険をきちんと知る機会が少ないことにあるためということで、本町におきましては、毎年4月に中学校に対し、自転車の交通安全教室を展開しているところでございます。

また、自転車保険につきましては、昨年、県の高校生等指導研究会でデータやアンケート結果をもとに生徒の自転車マナーや携帯電話の使用実態などを発表され、高校生による自転車事故の多発を受け、賠償保険に複数の学校が共同で加入する必要性を訴えられているところでございます。

ほかに、無灯火による事故防止のため、暗くなると自動で明かりがつくオートライトを通学用自転車に原則義務化された高校もございます。

このように、県下の高校では自転車保険の共同での加入推進の動きが出ていますし、今後、加入率の向上に期待するところでございます。

自転車事故の賠償保険の加入につきましては、県下ではまだまだ2割程度と聞いております。本町においても、このような実態を把握し、自転車保険の必要性を町民だより等でPRすることにより、自転車保険の加入推進につながっていくことを期待するものでございます。

以上でございます。

#### ○7番（吉富 隆君）

最後の質問でございますが、本当に質問することによって課長さんたちは勉強してきんさっですもんね。それから先の行動が必要なんですよ。今、課長が言われるようなことで、町でいろいろな対策を練っていただいて、PRに努めていただければ幸いかなと思っております。

今、課長の答弁を聞きますと、中学生、子供とかいうことで言われておりますが、私は小・中学校もしかり、上峰町全体で大人もいるんですから、そういった上峰全体を網羅したところでの推進事業をできないものか、お尋ねをしているんですよ。

中学校は、調べると任意でかたっておられます、上峰町は。そうでしょう。やっていますよね。だから、子供——中学生、高校生、お年寄りまで含めてのPRをしていただきたいと。

それから、保険制度というのは、今、課長が言われたとおり幾らもあります。ただ、自動車免許を持っている任意保険、これにかたせることもできるようです。そういったこともよくよく調べていただいて、上峰全体に網羅していただければなど。これは、上峰町として新

しい事業ではなかろうかなと僕は思います。

そういったことを含めて、ぜひとも上峰町民の皆さんにPR活動をしていただきたいというふうに思いますが、いま一度、課長のお考えをお尋ねします。

**○総務課長（江崎文男君）**

十分わかりました。この自転車保険等につきましては、皆様方も考え方に共通するところがあるかと思えます。今後、いろいろな場所で保険の加入等にPRできるような形で、また、警察等との連携もとりながら、自転車保険に対する対策を進めていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま課長さんが御説明いただいたように、ぜひともやっていただきたいなと思っております。

非常に時間を早く終わろうかなと思っておりましたが、少しの時間でございました。非常に残念なことは、副町長さんの答弁も聞きたかったんですよ。寂しそうにしてあっですもん。俺の出番はと待ってあるような雰囲気でもございましたけれども、今、課長が答えたようなことで、これは副町長として指示できると思うので、副町長の見解をお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

**○副町長（松井佳奈江君）**

お答えさせていただきます。

この4月から副町長として仕事をさせていただいております松井佳奈江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま吉富議員のほうから、副町長としてはどう考えるのかというふうに御質問いただきました。私も自転車を使っておりますので、やはりまず、乗る側の意識というものが非常に大事かと思えます。事故を起こさない、そして、事故を起こしたときの対応の仕方、それについては、町のほうからも子供、それから大人まで含めて啓発に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（碓 勝征君）**

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

4時半に再開いたします。休憩。

午後4時16分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（碓 勝征君）

再開いたします。

次に進みます。

大川議員の一般質問でございます。

○8番（大川隆城君）

8番大川隆城でございます。一般質問をさせていただきます。

まず最初に、男性への不妊治療費助成についてお尋ねをしております。

この件につきましては、3月議会でもお尋ねをいたしましたけれども、その後の経過といたしまして、前は県内市町の動向を見ながら検討をしたいという答弁をいただいておりますので、その後どういうふうな検討結果が出ているものか、やはり何と申しましても、T E S Eという方法で治療する方法があるそうですけれども、いろいろ方法はありますけれども、最高額が900千円ぐらいかかると。それに国、県の助成があるにしても、やはり個人負担が大きいものですから、それに加えて町からの助成もぜひお願いできたらという思いしております。

前回の折には、県内市町、嬉野市、太良町、大町町、武雄市が実施をされるということで聞いておりましたが、県内市町でその後また実施をされているところがあればお示しいたきたいと思っておりますけれども、やはり受け皿づくりはぜひ必要だと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

第2番目に、国際交流事業への参加啓蒙はどうかということでお尋ねをしております。

皆さん御案内のとおり、現在、年間の国際交流事業、これは青少年関係でございますけれども、世界青年の船事業、あるいは東南アジアとの青年交流事業、あるいは青年海外協力隊等々、いろんな形で国際交流事業がなされておりますけれども、やはりそういうことがあっておるとしても、なかなかそういう事業があつているのを知らない、知り得ない人もいらっしゃるかもしれない、やりたいという気持ちがありながらも、そういう人たちに、やはりそういうチャンスを提示して、お知らせをしていく必要はぜひあるんじゃないかと。それから、そういうことを、参加して体験、経験することがまた人間づくりにもつながっていくだろうし、やはり本人の人格形成にも大いにいい面でのプラスがあるというふうに思いますものですから、その辺を啓蒙してもらいたいという意味でお尋ねをしております。

聞くところによれば、今年度の役場職員として採用された中でも、海外協力隊経験者もいらっしゃるというお話も聞きました。やはりそういう経験をしてきた人は、それなりにまた新たな部分での受けとめ方とか考え方とか持っていられると思いますから、それがまた町運営に反映されれば、これにこしたことはございませんので、そういう意味合いからも、町内のそういう希望をされた方には、努めてそういうチャンスを紹介して、経験をしてもらいたいという思いでお尋ねをしております。

第3番目に、小学校校舎のトイレ改修についてお尋ねをしてみたいと思います。

このことにつきましては、たまたまことしの小学校1年生入学児童の保護者の方から、トイレの使い道がわからなくて泣いていたとかいうお話を聞きました。何でかなと思ってお聞きしてみると、小学校、中学校も多分一緒だと思いますけれども、水洗便所ではあるけれども、和式トイレなんですよね。そして、御案内のとおり、2年ぐらい前ですか、けがをした子供とか障害を持つ子供たちがトイレに入って困るから、せめて1つは洋式トイレに改装するべきじゃないかということで、あれは各階に1カ所ずつだったかな、洋式トイレに改修がなされたという経緯がございます。

ただ、今回そういう話を聞いて、私も現場を見てまいりました。そしたら、もう本当汚い話で申しわけないんですけど、用を済ました後、そのままというのが幾つもあったわけです。ありゃ、これは何でかなと思って、学校側に聞いてみたら、今はもうどこでも水洗便所、洋式がほとんどになってきて、ましてや、今度は用を足した後、その席を外れば自動で流してしまうというのがふえてきていると。だから、学校もそういう自分の家の感覚の子がおるから、そういう場面もありますもんねという話も聞きました。

それから、今度は用を足すときの音というか、それを聞かれないということで、一遍流しながらしているというふうに、今、聞いてみれば、トイレでほかの音を流しながらという設備をしているのも結構ふえているということだそうなので、とにかく自分の家にあるやつと同じだという感覚の子供たちがふえてきているという話も聞かせてもらいました。

そういうふうな状況ですので、やはりもう大体各家庭ほとんどが洋式トイレに整備されて、使用されているところがあるものですから、どこでも一緒という感覚であるならば、やはり学校サイドでは和式トイレの使い方を指導しているというふうにもおっしゃいますけれども、同等というか、同じような形にきちんと整備していくことが必要じゃないだろうかというふうな感じでおるわけでございます。

この整備をする上においては、例えば学校、生徒数何人に幾つというふうな整備基準があれば教えていただきたいし、そして、もう少し聞いてみますと、やはり数的に足りない、私が現場に行ったときに、1年生のところは2カ所ぐらいにありましたが、3年生、4年生、5年、6年生は2学年、使うのが一緒の場所にあると。そうすると、大変混雑する場面が結構あると。そして、前後しますが、今度は和式トイレが使えないものですから、洋式トイレがあくまで待っている子供が結構いるという話もありました。

そして、今度はその先の心配をするのが、例えば今の休憩時間にトイレに行ってできなかった、授業が始まって教室に戻って、我慢しておったけれども、それがとうとうもてなくて漏らしたと、そういう事態も考えられんでもない。そうすると、そういうことが今度はいじめにつながらなければいいけどというような心配もするものですから、先ほど言いましたように、やはり今後については全て洋式トイレに改修をしていくことが必要だと思いますの

で、お尋ねをしてみたいと思います。

第4番目に、上峰タウンプロモーション事業についてということでお尋ねしてみたいと思います。

このことについては、今回の議会の冒頭、町長の行政報告の中には、業者委託に向けて準備中ということでの説明がございました。これについては、地方創生加速化交付金による整備事業ということで、30,000千円の予算で取り組むということになっておりますけれども、ここにサブタイトルが「人と地域をむすぶ魅力の発信拠点づくり」というふうにあっておりますように、町のPRといいますかね、魅力づくり、あるいは情報発信のための整備をやるということだと思っておりますけれども、その基本構想がどのように考えられているものか、そして、その基本構想を立ち上げるために、例えば委員会なり協議会なりでされるものか、その辺が私自身がまだよく理解できていないものですから、お尋ねをしてみたいと思っております。

次に、そういうふうな魅力の発信拠点づくりというふうなことからいけば、前回マスコットキャラクターの件についてもお尋ねをしておりましたけれども、てんりゅうくんというのが今ありますが、てんりゅうくんは文化課の関係、そして、今度は米多浮立保存会関係の独自のマスコットキャラクターとして位置づけてほしいという保存会からの要望もあっているというふうなこともお聞きしましたので、じゃ、町としてのものではないということがはっきりしているような格好です。ですから、じゃ別の、町としてのキャラクターをセットするといえますか、考えなくちゃいけないじゃないかということをお願いしておりました。それについては、中学生模擬議会の中でも、そういう町のゆるキャラ、マスコットキャラクターをつくったらどうかという意見も出ておりましたものですから、前回それも述べまして、どういうふうにお考えになるかを聞いておりましたが、これまた検討をしたいというふうなことでありましたので、どういうふうに検討されたものか。そうしないと、てんりゅうくんを町のキャラクターにということは決めていない。それで、もう宙ぶらりんな格好で現在に至っていますから、てんりゅうくんをやるならやる、しないならしないというふうにきちんとしていくことが必要だと思っておりますので、このタウンプロモーション事業の中で取り入れられれば、取り組んでもらえたらいいんじゃないかというふうに考えておりますので、お尋ねをしてみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（碓 勝征君）**

それでは、1番目の男性への不妊治療費助成についてということで、要旨として、検討されたと思うが、負担減額のための受け皿づくりは必要ではないかという質問でございます。執行部の答弁を求めます。

**○健康福祉課長（河上昌弘君）**

大川議員の質問事項、1、男性への不妊治療費助成について、要旨、検討されたと思うが、負担減額のための受け皿づくりは必要ではないかについて答弁いたします。

不妊治療は、一般的にタイミング療法から人工受精、体外受精と段階的なステップを踏んでいくこともあり、その過程が長くなれば治療も複雑化し、経済面や治療期間という側面からも当該夫婦を圧迫していくことが予見されます。しかし、ケースによっては、男性不妊症を治療することで、体外受精から自然妊娠へと進むステップダウン、治療の負担軽減ですね、こちらにある場合も多いと聞き及んでおります。不妊の悩みがありながらも、治療をちゅうちょしている方、そういった方々に対しても、この事業を実施することができれば、経済的負担や精神的負担の軽減を得られる、そういった効果が期待できるということも思っております。

当課のほうにおきましても、佐賀県の実施内容や他の市町の取り組み状況を収集いたしまして、本町で実施した場合どうなるかというような形での実施要綱素案というものを、一応今検討しているところでございます。それで、その内容につきまして、精査を課内で鋭意重ねているというような状況でございます。それが一応整えば、今後、支給要件、事務フロー、こういったものを整理したところで、庁内協議を経たところで取り組む方向性を持ちながら、現在動いているという状況にあります。

今現在、先行して2市2町、4市町やっているということですが、ほかに増減があるかというふうなお尋ねでございましたが、当課で把握している状況としては、今のところ増減はあっておりません。

以上、大川議員の質問の答弁とさせていただきます。

#### ○8番（大川隆城君）

ただいま河上課長から検討中ということでありまして、やはり今、同僚議員さんからも人口減少の問題も何人もなく質問が出ております。私もその心配をしております。そういう中で、女性の不妊治療に対しての助成金を出すようになって、前回の実績として、10人の方が治療をされて、4人の方がお子さんができられたという実績が報告されました。この男性の治療については、まだまだこういうのが、国、県もやっとするようになったものですから、さっき課長言われるように、治療したいという気持ちの人はおんなさると思うけれども、やはり負担が余りにも大き過ぎるものだから、ちゅうちょされている方がいらっしゃるんじゃないかということをおもうわけですね。だから、早く女性にも男性にも、そういう苦勞をされている方に救いの手を差し伸べるためにも、早くそういうことでの助成をやることによって、それでもまだ自己負担はありますけれども、負担が軽くなることは間違いないものですから、治療をやりとうというふうにお考えいただく方が出てくる、ふえてくるものだと思いますからね、やはりいち早く我が町としてもしてほしいというふうにおもうわけなんです。ですから、検討中とはいいいながらも、もう一遍、好かんことを言いますが、前回の女性の治療に対しては、県内でも18番目、19番目ぐらいで助成に踏み切られました。ですから、今回の男性については、せめて早く取り組むというふうにしてもらいたいと思うわけなんです。

これまた前回の実績として、嬉野市がそういうふうにしたけれども、3月現在では治療を受けられた方がいっしょになかったという報告もありました。しかし、やりたいと思ったときになかったら、これまたせっかく考えたけれども諦めようというふうになられるかもしれない。だから、そういう気持ちを持たれたときにはさっとできるように受け皿づくりはしとかんといけんというふうに思うものですから、また重ねてお願いをしているわけです。ですから、十分検討されて結構ですが、早くそういう体制づくりをしてもらいたいと思いますので、もう一度お願いしたいと思います。

#### ○健康福祉課長（河上昌弘君）

当課のほうといたしましては、前向きに今、中身の精査をさせていただいているような状況でございます。一応考え方といたしましても、県を含めまして4市町が今先行実施をしているところでございます。目下、男性の不妊治療の場合には専門医の数が少ないということも一つ現状にあるかと思えますけれども、本町がそういったところに追随することも見据えたところで、行政側の積極的な動きにより、供給側である医療機関を刺激して供給体制を整えていくというふうな効果も期待できるかと思えますので、実施そのものには意義があるものというふうに考えておりますので、私どものほうとしては前向きに今考えさせていただいているところでございます。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

ただいま課長から、意義あるものだと捉えているという答弁をいただきました。だからこそ、だからこそ、意義あるものだからこそ、一日も早く体制づくりをしてほしい、受け皿づくりをしてほしいと言うわけなんです。そして、考えてください。上峰はこうやって女性だけじゃないよって、男性にもこうやってやりますよって、だから皆さんももし対象となる方は安心して御相談くださいというふうにすれば、本当に悩んでおられる方は必ず相談に見えると思うんですよね。そして、本当に子供を授かれば、もうそれにこしたことはない。やっぱり私も知り合いに子供を持たない人がおりますものですから、話をしよると、よその子供さんを見て、とっでもうらやましがってあるわけですよ。そういう方が、もう本当に子供には一日でも早くというあれがひしひしとを感じるやりとりがいつもあるわけなものですから、だから、子供を欲しい欲しいと願っている人に、そのチャンスを与えて、そしたら、これ以上はない至福といいますか、喜びなんです。だからこそ、だからこそ意義あるんです。課長言われるように、意義あるんです。だからこそ早くそれを、受け皿づくりをしてもらえれば、喜ぶ人がもう早晚出てくる可能性もあるものだからお願いをしたいということでもありますので、それこそ検討は何かと言いますけれども、私はもう前向きにやられているということで、もう早晚受け皿づくりができるものだと思っておりますので、ぜひお願いをして、この項は終わらせていただきます。

**○議長（碓 勝征君）**

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によって延長したいと思いますが、皆さん御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定されました。次に進みます。

国際交流事業への参加啓蒙はどうかということで、要旨として、国・県で各種国際交流事業が実施されており、それらへの参加啓蒙をするべきではということで、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

大川議員からの国・県で各種国際交流事業が実施されており、それらへの参加啓蒙をすべきではという御質問でございます。

本町では、友好都市である韓国驪州市との間で、町及び町議会の相互訪問や青少年交流などを中心に国際交流を進めております。ただ、議員御指摘のとおり、近年の社会経済の急速な国際化を受けまして、国や県でも海外青年協力隊や青年の船といったような、さまざまな分野における国際交流事業が実施されておまして、こうした情報を町民の皆様へ提供していくことも重要と認識をしております。

こうしたことから、本町としては、そうした情報につきまして町のホームページや町民日より、また、現在整備を進めておりますタウンチャンネル等の媒体を通じて、町民の皆様へお知らせをし、積極的な参加について呼びかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

この関係については、私の認識としては、何と申しますか、パンフレットの年間の、さっき言ったように、青年の船から東南アジア交流、あるいは青年海外協力隊の募集等はいつごろやって、いついつ実施しますというやつを一覧表的にしたやつが教育委員会あたりに来ていたことを覚えているんですね。だから、そこで、来ておって、それをとめたままでやったら、誰もわからないものだから、やはりそれはどんどんPRして、こういうのがありますよ、こういうのがありますよ、どうぞ参加してくださいよというのをせんといかんじゃないかという思いがあって、お尋ねをしておりました。

さっきも言いましたように、今度の職員さんにも協力隊経験者がおられる、また、町内にもほかにも協力隊の経験者はおられるし、青年の船に乗った方も結構おんなさる。だから、そういうこともあらゆる機会を捉えて、そういう体験をさせることは絶対必要だと思います。

そういう中で、これはどういうものかというのはちょっと今忘れてしまって、あれですけ



れども、留学生の人数でその国の勢いの目安となるということもいつか聞いたことがあったものですから、留学生とまではちょっとなかなか難しいけれども、こういう短期のやつの国際交流にでも参加すれば、それなりの体験学習ができますし、とっていいことだと思うから、ぜひ皆さん希望される方が行かれるようにしてもらいたいなというふうに思っています。

ただ、これには今度は青年の船なんかは約2カ月、それから、海外協力隊は2年というような中長期と言うたらいいかな、期間ですから、今度は例えば仕事の関係を休職していくとか、いろんな問題もあるものですから、やっぱり早目にお知らせをして、自分の立場で都合をつけてという期間もとらんことにはいけないだろうから、やっぱり早く皆さん方に教えて、そういうチャンスを与えるということが必要だと思うから、さっき言われたように、そういうPRをしてほしいと思うわけです。

たまたまこの質問をする前に、町のホームページをざっと見よったけれども、それには全然なかったものだから、やっぱり必要じゃないかということでお尋ねしただけでした。

ですから、私は今もそういうふうな形での連絡がっているものと思っていますが、もし、今変わっておったら、今現在はどのようなふうなやり方で連絡等がっているものか、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員の、教育委員会に以前来ていたのだけれどもということにあわせて、今の状況を御案内いたしたいと思います。

現在、国際交流事業のチラシや募集案内が県から配付されてきますので、教育委員会事務局から小・中学校へ伝達しております。議員御案内の一覧表については、最近はないというふうに伺っております。チラシとか、それから、今は国からSEI-Netという、インターネットで連絡が来ます。それによって募集要項とかが来ますので、それを伝達しております。

本年は中学生対象に6件の募集がありました。これにつきましては学校へ伝達をしているところです。学校ではチラシの配付など、児童・生徒を通じて保護者の皆様に御案内をしております。その他、県から提供のあったポスターなど、廊下に掲示し、周知しておるところでございます。なお、中学校においては、英語の授業の中でも生徒に御案内をしております。

これまで国際交流への申し込みの実績はありませんが、現在、上峰中学校において、韓国の大神中学校との国際交流が主になっておると思っております。今年度においては、国際交流事業に14名の生徒の申し込みがありましたので、申込者全員の参加を予定しておるところでございます。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

今は随分変わりましたね。インターネットで流すのを、希望する人はそれを見つけてとい

うか、拾ってするのが主流になっているわけですね。そう言いながらも、じゃ、みんながパソコンを持ってできるか、携帯電話でもできるような話もちらっと聞いたけれども、じゃ、希望する人みんながそれをできるかという、必ずそれを見て、できているかといったら、完全じゃないはずですよ。希望する人がみんなそこで拾い上げてということは完全じゃないと思います。やっぱりそういうことはありながらも、こちらからも、こうです、こういうのがあっていきますよと、参加してみませんかという呼びかけはもうぜひ必要だと思います。ですから、さっき室長言われたように、今言う町のホームページとか、何かでやりたいというふうにおっしゃったということは、今はしていないということですよ。だから、その辺をもう一回ちょっとお願いしたい。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

議員御指摘のとおり、町のホームページの中に国際交流のページはございますけれども、そこには主に韓国驪州市との交流について示しておりまして、種々の国際交流事業について特段のお示しをしておりませんので、今後はさまざまな情報を集約しながら、住民の方、特に海外のいろんな事業に参加したいという方の目線から、見やすいものを情報提供していきたいというふうに思いますし、また、インターネット以外でもいろんなパンフレットがそれぞれの国際交流団体ですとか、あるいは国からも発行されておりますので、そういったものを収集しながら、例えば窓口に置くとか、あるいは町内の公共施設に置くとか、そういったことも含めて、いろいろ工夫して周知をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

本当に何遍も言いますように、なかなかそういうチャンスがみんなにあるわけじゃない、やっぱりそういうのがあるときを捉えていけなくちゃできない人はいっぱいおるわけですからね、せっかくやりたい、体験したいと思っても、いろいろ終わった後でしか知らなかったとかいうことじゃ、本人も残念だろうし、だから、そういうことを的確に、時期を外さずお知らせすれば、そういうことに参加して、大いにまた経験を積まれて、そして、人間形成にも役立つという効果が出てくるものだと思いますし、先ほど室長おっしゃっていただいたように、いろんな場面でそういう皆さんにPRをぜひくれぐれもお願いをして、この項は終わります。

以上です。

**○議長（碓 勝征君）**

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。  
これをもって散会いたします。本日は御苦労さまでした。

午後5時3分 散会